五城目町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度~7年度)

令和3年9月 (令和4年5月変更)

秋田県 五城目町

目 次

| 1 | | 基 | 本 | 的 | な | 事 | 項 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 1 |
|---|---|---|---|----|---|----|---|---|----|-----|-----|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (| 1 |) | 町 | 0 | 概 | 況 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 1 |
| (| 2 |) | 人 | 口 | 及 | び | 産 | 業 | 0) | 推 | 移 | と | 動 | 向 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 5 |
| (| 3 |) | 行 | 財 | 政 | 0) | 状 | 況 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 9 |
| (| 4 |) | 地 | 域 | 0 | 持 | 続 | 的 | 発 | 展 | 0) | 基 | 本 | 方 | 針 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 2 |
| (| 5 |) | 地 | 域 | 0 | 持 | 続 | 的 | 発 | 展 | (T) | た | め | 0) | 基 | 本 | 目 | 標 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 5 |
| (| 6 |) | 計 | 画 | 0 | 達 | 成 | 状 | 況 | (T) | 評 | 価 | に | 関 | す | る | 事 | 項 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 6 |
| (| 7 |) | 計 | 画 | 期 | 間 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 6 |
| (| 8 |) | 公 | 共 | 施 | 設 | 等 | 総 | 合 | 管 | 理 | 計 | 画 | と | 0) | 整 | 合 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 6 |
| 2 | | 移 | 住 | • | 定 | 住 | • | 地 | 域 | 間 | 交 | 流 | の | 促 | 進 | • | 人 | 材 | 育 | 成 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 8 |
| (| 1 |) | 現 | 況 | と | 問 | 題 | 点 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 8 |
| (| 2 |) | そ | 0) | 対 | 策 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 9 |
| (| 3 |) | 計 | 画 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 9 |
| 3 | | 産 | 業 | の | 振 | 興 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 1 |
| (| 1 |) | 現 | 況 | と | 問 | 題 | 点 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 2 |
| (| 2 |) | そ | 0 | 対 | 策 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 5 |
| (| 3 |) | 計 | 画 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 6 |
| (| 4 |) | 産 | 業 | 振 | 興 | 促 | 進 | 事 | 項 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 8 |
| (| 5 |) | 公 | 共 | 施 | 設 | 等 | 総 | 合 | 管 | 理 | 計 | 画 | と | 0) | 整 | 合 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 8 |
| 4 | | 地 | 域 | に | お | け | る | 情 | 報 | 化 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 9 |
| (| 1 |) | 現 | 況 | と | 問 | 題 | 点 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 9 |
| (| | | そ | | | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | |
| 5 | | | 通 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 現 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | そ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 公 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 活 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 現 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | そ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (| 3 |) | 計 | 画 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 8 |

| (| 4 |) | 公 | 共 | 施 | 設 | 等 | 総 | 合 | 管 | 理 | 計 | 画 | と | 0) | 整 | 合 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 0 |
|---|---|---|---|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | | 子 | 育 | て | 環 | 境 | の | 確 | 保 | • | 高 | 齢 | 者 | 等 | の | 保 | 健 | 及 | び | 福 | 祉 | の | 向 | 上 | 及 | び | 増 | 進 | | • | • | • | 4 | 1 |
| (| 1 |) | 現 | 況 | کے | 問 | 題 | 点 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 1 |
| (| 2 |) | そ | 0) | 対 | 策 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 2 |
| (| 3 |) | 計 | 画 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 3 |
| (| 4 |) | 公 | 共 | 施 | 設 | 等 | 総 | 合 | 管 | 理 | 計 | 画 | と | 0) | 整 | 合 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 4 |
| 8 | | 医 | 療 | の | 確 | 保 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 5 |
| (| 1 |) | 現 | 況 | ح | 問 | 題 | 点 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 5 |
| (| 2 |) | そ | 0 | 対 | 策 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 5 |
| 9 | | 教 | 育 | の | 振 | 興 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 6 |
| (| 1 |) | 現 | 況 | と | 間 | 題 | 点 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 6 |
| (| 2 |) | そ | 0) | 対 | 策 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 7 |
| (| 3 |) | 公 | 共 | 施 | 設 | 等 | 総 | 合 | 管 | 理 | 計 | 画 | ح | 0) | 整 | 合 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 7 |
| 1 | 0 | | 集 | 落 | の | 整 | 備 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | 4 | 8 |
| (| 1 |) | 現 | 況 | ح | 問 | 題 | 点 | | • | • | • | • | | | • | • | • | • | • | • | | | | | | • | • | • | • | • | | 4 | 8 |
| (| 2 |) | そ | 0) | 対 | 策 | | | • | • | • | • | • | | | • | • | | • | • | • | • | | | | | • | • | | • | • | | 4 | 8 |
| 1 | 1 | | 地 | 域 | 文 | 化 | の | 振 | 興 | 等 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | | • | • | • | | • | | • | • | 5 | 0 |
| (| 1 |) | 現 | 況 | ح | 問 | 題 | 点 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | | • | • | • | | • | • | • | • | 5 | 0 |
| (| 2 |) | そ | (T) | 対 | 策 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | | • | • | • | | • | | • | • | 5 | 0 |
| 1 | 2 | | 再 | 生 | 可 | 能 | ェ | ネ | ル | ギ | _ | の | 利 | 用 | の | 推 | 進 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 | 1 |
| (| 1 |) | 現 | 況 | ح | 問 | 題 | 点 | | • | • | • | • | | | • | • | • | • | • | • | | | | | | • | • | • | • | • | | 5 | 1 |
| (| 2 |) | そ | (T) | 対 | 策 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | | • | • | • | | • | | • | • | 5 | 1 |
| 1 | 3 | | そ | の | 他 | 地 | 域 | の | 持 | 続 | 的 | 発 | 展 | に | 関 | し | 必 | 要 | な | 事 | 項 | | | • | • | • | • | | • | | | • | 5 | 2 |
| (| 1 |) | 現 | 況 | ح | 問 | 題 | 点 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | | • | • | • | | • | | | • | 5 | 2 |
| (| 2 |) | そ | 0) | 対 | 策 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 | 2 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0 | 過 | 疎 | 地 | 域 | 持 | 続 | 的 | 発 | 展 | 特 | 別 | 事 | 業 | _ | 覧 | 表 | | • | • | • | | • | | • | | • | • | | • | | • | • | 5 | 4 |

1 基本的な事項

(1)町の概況

(ア)自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、秋田市の北約30km、八郎潟の東方に位置し、町土の面積214.92km²、 人口8,745人(令和3年3月末住民基本台帳)である。

標高1,037mの馬場目岳に源を発する馬場目川は、町を東西に貫流し八郎潟調整池を通り日本海に注いでおり、その上流域には豊かな森林資源を抱えている。

気候は、日本海側気候の特徴を有しており、冬期は最低気温が0℃を下回る日が多く、7月、8月は最高気温が30℃を超える日も少なくない。年間降水量は1,800 mm前後、年間積雪量は400cm 程度で、春夏秋冬の季節感がはっきり体感できる地域である。

町の古代遺跡である中山遺跡や石崎遺跡にみられるように、縄文の時代から生活が営まれている古い歴史をもつ町である。

現在の五城目町は、昭和30年に旧五城目町、馬場目村、富津内村、内川村、大川村が合併して誕生し、さらに昭和33年に旧面潟村の一部を編入した。その後、いわゆる平成の大合併においては周辺との合併を模索しながらも、自立の道を選択し、単独立町として現在に至っている。

農業は稲作が中心であるが、近年の農業情勢の厳しさの中で、生産性並びに質の 高い農業経営の確立を目指し、より多角的な振興が求められている。

工業は、町土の8割を占める山林が抱える豊かな森林資源を背景とした木材関連産業が中心である。

商業は、個人事業主や家族従事者による小売業がほとんどである。

所得水準は町民一人当り229万円で、県水準の270万円に比して85%(平成30年度「秋田県市町村民経済計算年報」)で、町民所得の向上のためには、産業全般の底上げが必要である。

(イ) 町における過疎の状況

①人口等の動向

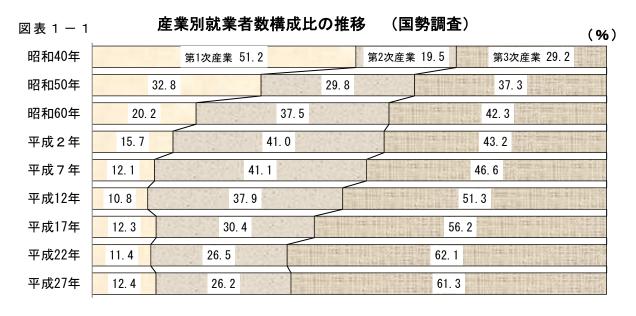
本町の人口は、昭和35年国勢調査の20,025人をピークに年々減少を続け、令和3年3月末の住民基本台帳登録人口は8,745人となっている。国勢調査による人口は、1年あたりに換算すると1~2%台の減少率で推移を続けている。

人口減少の傾向としては、自然動態、社会動態ともに減少幅が大きく、少子高齢 化、世帯の少人数化が進行している。

現下の社会情勢のなか、働く場を求めて町外・県外へ流出する担い手世代の増加が見込まれ、さらに過疎化が進行していくことが懸念される。

②産業、雇用

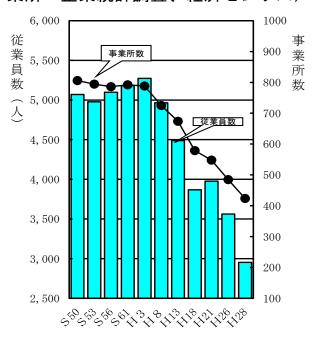
本町の産業は、少子高齢化が進むにつれ、後継者難による離農や委託など農業経営形態の変化もあり、産業別就業者数構成比は、第1次産業の就業者が減少している。農家数、農家人口が減少している現状において、農地の優良な保全のためには、農業振興策の展開が課題となっている。



町内の事業所数及び従業員数は、平成3年以降、減少傾向にある。要因としては、その時代の経済情勢(バブル経済の崩壊、リーマンショック等)によるところが大きく、加えて、個人経営や家族従事者による小規模な事業所が多く、後継者難が起因していると考えられる。過疎化の大きな要因のひとつに、生産年齢層(若者)の転出が挙げられ、こうした担い手世代の就労の場を確保するためには、町内事業所の振興策は急務である。

図表 1-2 事業所数等の推移(事業所・企業統計調査、経済センサス)

| 年度 | 事業所数 | 増減率 (%) | 従業員数 | 増減率 (%) |
|------|------|------------|--------|------------|
| S 50 | 806 | | 5, 070 | _ |
| S 53 | 794 | △1.5 | 4, 978 | △1.8 |
| S 56 | 786 | △1.0 | 5, 098 | 2. 4 |
| S 61 | 792 | 0.8 | 5, 181 | 1.6 |
| Н3 | 788 | △0.5 | 5, 273 | 1.8 |
| Н8 | 725 | △8.0 | 4, 964 | △5.9 |
| H13 | 674 | △7. 0 | 4, 488 | △9.6 |
| H18 | 579 | △14. 1 | 3, 869 | △13.8 |
| H21 | 548 | △5. 4 | 3, 978 | 2.8 |
| H26 | 485 | △11.5 | 3, 563 | △10. 4 |
| H28 | 424 | △12. 6 | 2, 953 | △17. 1 |



③これまでの対策

本町では、昭和45年にまちづくりの基本的な方向とこれを実現する主要施策を示した「五城目町総合開発計画」を策定し、以来5次にわたり、その時代の社会情勢に対応した総合計画を策定してきた。その後いわゆる平成の大合併において単独立町の道を選択し、自立するまちづくりの指標を示した「(五城目町自立計画)まちづくり基本計画(平成18年)」による町民との協働のまちづくりを進め、「五城目町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年)」により雇用の創出や地域活性化を推進してきた。

この間、平成2年に過疎地域活性化特別措置法による過疎地域の指定を受けて以来、同法等による支援を受けながら、過疎脱却に向けた施策を実施してきた。

こうした結果、生活環境や道路網などインフラ整備をはじめ、産業基盤の強化、各地域の拠点施設や教育・スポーツ・福祉保健の充実など、町民生活に関連する各般にわたり成果を上げてきた。

④現在の課題

産業面の後継者難等による農地・山林の荒廃、町内各地における空き家の散在、町内自治会のうち高齢化率が50%以上の自治会が半数を超えるなど、少子高齢化、過疎化の影響は広範囲にわたる。日常の生活にも不安が募り、基礎的生活基盤の再生と活性化が課題となっている。

時代の需要に応じて整備してきた公共施設は、長い休止状態により負の財産と化 しているものもみられる。

主要産業として町を支えてきた農林業の衰退、依然として厳しい経済情勢の中、産業振興、雇用対策は喫緊の課題である。安定した生活を町民に提供していくために、行政単体で解決していくことは難しいものもあり、広域連携や官民協働の理念をもって臨まなければならない。

⑤今後の見通し

平成2年に過疎地域活性化特別措置法による過疎地域指定以来、過疎対策を講じてきたが、依然として、少子高齢化、若者の流出など、過疎化に歯止めをかけることができていない。

本町は「町民との協働」を基本的な考え方として、町民の積極的な参画を促し、官民が連携して、進行する過疎化を乗り越えて、将来にわたって持続可能なまちづくりを進め、日常生活の充足感の高揚を図っていく。

これからの過疎対策事業は、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした新たな 生活様式への転換に対応しつつ、人・物・文化など、町の豊かな資源を活かした地 域ぐるみの活動を推進し、生きがいと将来への希望をもてる振興策を展開し、町民が 自信と誇りをもてるまちづくりと、豊かで暮らしやすい地域社会の形成を目指していく こととする。

(ウ)産業構造の変化、地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向の概要 ①産業構造

本町の人口がピークであった昭和35年には、人口20,025人、就業者総数9,08 8人であったのに対し、平成27年は人口9,463人、就業者総数4,321人となり、5 5年間で、人口、就業者数ともに半数以下に減少している。

産業別就業者では、昭和35年の第1次産業5,367人に対し、平成27年には534人となり、55年間で90%減少した。農林業の経営難や、後継者不足により、農林業から離れたものとみられる。

第2次産業の就業者数は、昭和40年から昭和55年まで増加傾向にあり、これは 天候や相場等で収入が左右される農林業から、安定した給与収入を求め、製造業 や建設業に転職したものと思われる。平成2年からは減少傾向にあるが、バブル経 済崩壊後の不安定な経済事情によるところが大きい。ピークであった昭和55年の3, 007人に対し、平成27年は1,127人となり63%減少している。

第3次産業の就業者数は、3,000人前後でほぼ安定して推移しているが、第1次・第2次産業からの転職者が、第3次産業の離職者の穴埋めをしているのではないかと推測する。

人口ピーク時の昭和35年と平成27年の就業者構成比を比較すると第1次産業の 就業者数割合が大幅に減少し、就業者総数の約90%が第2次・第3次産業に従事 している。

本町の産業を支えてきた第1次・第2次産業は、農林業において農産物・木材などの原料を産出し、製造業がその原料を製材・木工などに加工し、ともに栄えてきたが、経済不況、製品流通の競争激化や後継者不足などから、停滞している。

②地域の経済的な立地特性

本町は、古くから、県北・県央を結ぶ中間地にあり、湖東地区の物資集散の要所として栄え、往来する行商人や客で街が賑わっていた時代があった。

現在は、秋田自動車道五城目八郎潟インターチェンジを活用した物流の要地として発展が期待される。

また、町土の約8割を山林が占め、良質の木材、農林産物など、人々の地方への注目度が高まる中、地域の活性化に向けた豊富な資源を有している。

③社会経済的発展の方向の概要

本町の広大な山林、肥沃な農地を活かした農林業の振興を推進するとともに、産

業構造で依存度の高い第2次、第3次産業との連携・融合を図り、消費者に高い訴求力を有する付加価値としての五城目ブランド確立や販路開拓など新たなビジネスの創出を積極的に支援し、産業全体の底上げ・活性化に取り組んでいく必要がある。

経済的な発展を図るためには、秋田県総合計画等を踏まえ、町の資源を活用した産業の創造と確立、地場産業の強化、企業立地、交通網の整備など、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした新たな生活様式への転換も視野に入れながら地域産業の活性化による定住と雇用を促進し、活発な経済活動が営まれるような施策が求められている。

また、少子高齢化、生活様式の多様化に対応した町民の生きがい対策として、子育て支援、高齢者活動の活性化、地域コミュニティの振興など、町民生活の基礎的分野の推進は、町民を含む多様な主体と行政の協働により取り組む。安全安心な生活や生きがいの創出など、住み慣れた地域で、より豊かで暮らしやすい地域社会を育み、定住に対する意識の醸成を図ることにより活発な経済活動に繋げる。

(2)人口及び産業の推移と動向

(ア)人口の推移と動向

昭和35年、町村合併間もない本町は20,025人の町民で賑わっていた。昭和40年 以降は、一貫して人口減少が続いており、平成27年には9,463人となり、55年間で 約半数以下に減少している。さらに、令和22年推計人口では5,956人(五城目町人 ロビジョン平成28年1月推計)となることが予想される。

年齢別人口を見ると、昭和40年以降、年少人口(0歳~14歳)、生産年齢人口(15歳~64歳)は減少し続けている。一方、老年人口(65歳以上)は、おおむね増加し続けている。特に、平成27年においては、総人口に占める年少人口の構成比が9.2%、老年人口が41.8%を示し、少子高齢化が顕著となっている。この率を県平均と比較すると、年少人口比率が下回り、老年人口比率は上回っている。男女別人口の推移を見ると、その構成比は現在までほぼ変わっていない。

五城目町人口ビジョンでは令和22年推計人口では年少人口が644人で構成比は10.8%、老年人口が2,705人で構成比は45.4%と見込んでいる。

図表1-3 人口の推移(国勢調査)

| 区 | 分 | 昭和 | 135年 | | 昭和 | 50年 | | | 平成 | 2年 | | | 平成 | 17年 | | | 平成 | 27年 | |
|-----|----------------------------------|-----|-----------|-----|-----------|---------------|-------|-----|-----------|-------------|-------|----|-----------|-------------|-------|----|-----------|-------------|-------|
| | 73 | 実 | 数 | 実 | 数 | 増減 | 率 | 実 | 数 | 増 | 咸率 | 実 | 数 | 増 | 咸率 | 実 | 数 | 増 | 减率 |
| | | | 人 | | 人 | | % | | 人 | | % | | 人 | | % | | 人 | | % |
| 総 | 数 | 20, | 025 | 16, | 582 | \triangle 1 | 17. 2 | 14, | 161 | \triangle | 14. 6 | 11 | , 678 | \triangle | 17.5 | 9 | , 463 | \triangle | 19.0 |
| 0 ~ | ~14歳 | 6, | 889 | 3, | 582 | Δ 4 | 48. 0 | 2, | 239 | \triangle | 37. 5 | 1 | , 166 | \triangle | 47.9 | | 756 | \triangle | 35. 2 |
| 15~ | -64歳 | 12, | 224 | 11, | 350 | \triangle | 7. 1 | 9, | 261 | \triangle | 18. 4 | 6 | , 629 | \triangle | 28. 4 | 4 | , 754 | \triangle | 28. 3 |
| | ち15〜 9歳(a) | 4, | 979 | 3, | 502 | △ 2 | 29. 7 | 2, | 118 | \triangle | 39. 5 | 1 | , 421 | \triangle | 32. 9 | | 870 | \triangle | 38.8 |
| | は以上b) | | 912 | 1, | 650 | æ | 80. 9 | 2, | 661 | | 61. 3 | 3 | , 879 | | 45.8 | 3, | , 953 | | 1. 9 |
| | /総数 者比率 | 2 | % 4. 9 | 2 | % 1. 1 | | _ | 1 | % 5. 0 | | | 1 | % 2. 2 | | | | % 9. 2 | | |
| | /総数 者比率 | | % 4. 6 | 1 | % 0. 0 | | _ | 1 | % 8.8 | | _ | 3 | % 3. 2 | | _ | 4 | % 1.8 | | _ |

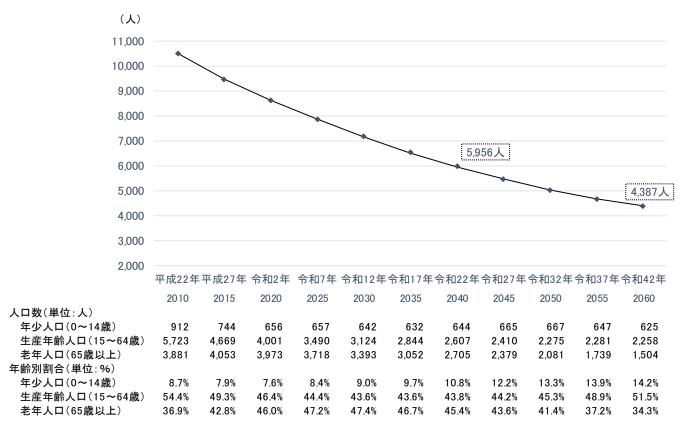
[※]平成17年度人口総数には年齢不詳者を含んでいるため、 年齢区分別人口の合計と一致しません。

図表1-4 人口の推移(住民基本台帳)

| 区 | 分 | 平成 | 12年3月 | 31日 | | 平成17年 | 年3月31日 | | | 平成224 | 年3月31日 | |
|----|----|-------|-------|-------|-----|-------|--------|-------|------|-------|--------|-------|
| | 71 | 実 | 数 | 構成比 | 実 | 数 | 構成比 | 増減率 | 実 | 数 | 構成比 | 増減率 |
| | | | 人 | | | 人 | | % | | 人 | | % |
| 総 | 数 | 13, 0 | 15 | | 12, | 212 | _ | △6. 2 | 11,0 | 79 | _ | △9.3 |
| | | | 人 | % | | 人 | % | % | | 人 | % | % |
| اِ | 男 | 6, 12 | 26 | 47. 1 | 5, | 761 | 47. 2 | △6. 0 | 5, 1 | .76 | 46. 7 | △10.2 |
| | | | 人 | % | | 人 | % | % | | 人 | % | % |
| 3 | 女 | 6, 88 | 89 | 52. 9 | 6, | 451 | 52. 8 | △6. 4 | 5, 9 | 003 | 53. 3 | △8.5 |

| | 区分 | 平成27年 | 年3月31日 | | 令和2年 | 3月31日 | |
|---|------------------|-------------|-------------|---------------|-------------|------------|-------------|
| | 区 刀 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| | 総 数 (外国人住民除く) | 人 10,080 | | % △9.0 | 人 8,915 | | % △11.6 |
| | 男 (外国人住民除く) | 人 4, 695 | % 46. 6 | % △9. 3 | 人 4, 182 | % 46. 9 | % △10. 9 |
| | 女 (外国人住民除く) | 人 5, 385 | % 53. 4 | % △8.8 | 人 4,733 | % 53. 1 | % △12. 1 |
| 参 | 男(外国人住民) | 人 0 | % 0. 0 | _% | 人 2 | % 9. 1 | % 200. 0 |
| 考 | 女(外国人住民) | 人 13 | % 100. 0 | <u>%</u> _ | 人 20 | % 90. 9 | % 53. 8 |

図表1-5 人口の見通し(五城目町人口ビジョン)



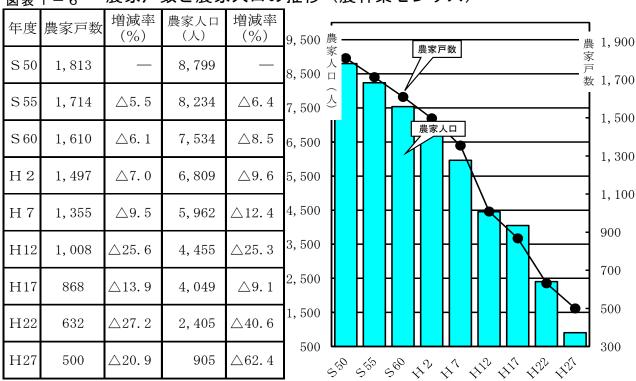
(イ)産業の推移と動向

①農業

平成27年農林業センサスによる農家総数は500戸で、前回調査(平成22年)に 比較し132戸減少し、後継者不足等による離農者が増えている。

経営規模別農家数の推移をみると全体的に減少傾向にあるものの、耕地面積は 微減で、徐々に集積が進んでいる。

後継者不足、遊休農地の荒廃化、国内需要の縮小など、農業を取り巻く課題は山積しているが、国・県の制度を取り入れながら、効率的かつ安定的な農業経営を図り、 町独自の彩りを施すことで付加価値を高める農業を展開していくことが必要である。



_{図表1-6} 農家戸数と農家人口の推移(農林業センサス)

②林業

本町は、町土の8割を山林が占めており、かつては林業が栄えていたが、平成17年及び平成27年農林業センサスによると林業経営体数はこの10年で401から115へ激減している。本町の豊富な資源を活かし、林業再興に向けた施策を展開する必要がある。

③工業(製造業)

本町の工業は、製材業などの木材関連産業の事業所が多い。製材業の原料を産み出す林業の不振が、そのまま製材業に反映されている厳しい現状となっている。

また、若者の労働力を必要とする勢いのある企業の立地は、町民からの要望が高く、引き続き、企業誘致活動を強化していく。

④商業

平成28年の経済センサスによれば、本町の卸売業・小売業の事業所数は109店、 従業員数は658人である。そのうち小売業が98店(90%)となっている。

平成24年と比較し、事業所数、従業員数が減少しており、小規模商店経営者の 高齢化や後継者難、人口減少に伴う購買力の低下などに起因する廃業増によるも のと思われる。

本町の中心市街地には、500年以上続く「五城目朝市」があり、2・5・7・0の付く日に開催され、近隣市町村からの買い物客で賑わう。朝市の周辺には商店が並ぶが、

近年、空き店舗が目立つようになり、街並み再生の対策が急務となっている。

(3)行財政の状況

(ア)行政の状況

本町は、昭和30年3月31日、市町村合併促進法により、旧五城目町・馬場目村・ 富津内村・内川村・大川村の5か町村が合併して誕生し、さらに昭和33年に旧面潟村 の一部を編入した。その後、いわゆる平成の大合併においては、周辺との合併を模索 しながらも自立の道を選択し、単独立町として現在に至っている。

法律による地域指定は、昭和37年に辺地地域、昭和42年に山村振興地域、平成 2年に過疎地域、平成5年には特定農山村地域の指定を受けているほか、豪雪地帯と しての指定を受けている。

町の主要施策を明らかにするため、昭和45年に「五城目町総合開発計画」を定め、以来46年にわたり、時代の変化に即した見直しを行い、持続的な発展と行財政の健全な運営に努めてきた。平成18年2月には、自立するまちづくりのあり方を示した「五城目町自立計画」により、行財政運営にあたったほか、行政改革推進プログラムにより、組織・機構、職員定数、給与制度の見直しや職員研修の推進などに取り組み、平成29年には五城目町公共施設等総合管理計画を策定して公共施設の計画的な管理体制の確立を図るなど、時代の潮流に応えるべく、行政各般にわたる改善策を講じてきた。

また、平成28年から現在に至るまで「五城目町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、 人口減少の克服と地方創生の実現に向けて取り組んできた。

将来にわたる本町の持続的発展に向けて、広域連携が可能な行政分野は広域化へ移行し、新たな生活様式への転換や、今後の社会情勢の変化に対応していく必要がある。

(イ)財政の状況

本町の財政事情は、歳入に占める町税収入などの自主財源が約15%と乏しく、経常収支比率も90%を超える高い比率が示すように、総じて厳しい状況にあり、これまでの財政運営では質の高い行政サービスを提供できないことを認識し、事務事業の見直し、国・県補助制度の活用など、財政の健全化を図りながら、町民の福祉向上に努めている。

これからは、過疎化、高齢化に伴う行財政需要のさらなる増大が予測されるため、より安定した財政運営が求められる。確実で安定した歳入の確保に努めるとともに、経常収支比率の抑制や債務の軽減に配慮しながら財政体質を改善し、受益者負担の適正化、基金の確保など、健全な財政運営によって、次代に向けた「まちの体力」とも言える財政基盤の強化を図る必要がある。

(ウ)施設整備水準等の現況と動向

交通施設の整備状況は、令和元年度末で町道改良率65.4%、同舗装率73.0% となっている。

基幹町道や集落内の生活道路は、整備が進んでいるが、幅員の狭い箇所や劣化が進んで危険な路線もあり、町民生活の安全性と利便性向上のため、今後も引き続き整備を進める必要がある。

また、農道や林道は、土地の高度利用や、農林業就業者の高齢化に配慮した整備が求められている。

水道の普及率は令和元年度末で98.5%とほぼ町内全域にわたり整備されている。 公共下水道は平成29年度に計画区域の整備を完了し、今後は接続率の向上と、 ストックマネジメント計画を基にした施設の更新を推進する。

教育施設は、小学校1校、中学校1校となっている。老朽化により改築が望まれていた五城目小学校は、移転改築され、令和3年から地域図書室と学童保育施設が併設された新校舎となっている。また、五城目第一中学校は平成22年度に改築されている。

本町唯一の幼稚園であった五城目幼稚園は、平成26年より社会福祉法人へ譲渡・ 移管され、幼保連携型認定こども園として幼児教育・保育が一体的に提供されている。

し尿及び浄化槽汚泥処理については、平成30年度から八郎潟町・井川町衛生処理施設組合にその事務を委託し、老朽化が進行していた町し尿処理施設(クリーンセンター)は、同年度に解体された。委託期間満了後の令和10年度以降の対応について検討する必要がある。平成2年から稼動している火葬場については、老朽化による施設の機能不全が懸念され、機能強化のため令和2年度より改修に着手しており、令和4年度に完成を予定している。

集会施設については、地域の町内会等が指定管理者として管理運営にあたり、施設の効率的かつ機能的な活用を図っている。馬川・馬場目・富津内・内川・大川・森山の各地区公民館は、地区町内会長会が指定管理者として管理運営にあたり、地域特性を生かしたソフト事業を実施しながらコミュニティ振興に努めている。また、所期の目的を達成した一部集会施設は、設置条例を廃止し、地域団体へ譲与しているものもある。

スポーツ施設は、中央地区公民館に隣接して、広域五城目体育館と屋内温水プールがある。 両施設とも築40年を越えるが大規模改修等により健全性を保っている。

観光施設では、宿泊温泉施設「赤倉山荘」、農林水産物直売所のほか、馬場目岳自然ふれあい施設「盆城庵」や隣接する農家レストランを営業している。いずれの施設も指定管理者が管理運営にあたっている。安定した施設運営を図るためには、イベントなど集客企画を実施しながら町を対外的に売り込んでいく必要がある。

町最大の集客資源として、500年以上の歴史をもつ「五城目朝市」がある。2・5・7・0の付く日に開催され、買い物客で賑わう。この朝市をはじめとする中心市街地の振興

を図るため、平成23年度に「五城目朝市ふれあい館」をオープンした。出店者の高齢化や後継者の問題を抱える朝市であるが、多くの常連客や愛用者に支えられている。今後は、関係者や町民の声を伺いながら、若者も取り込んだイベントなど持続可能な対策を講じ、本町産業の伝統を象徴する市として引き続き活性化を図っていく必要がある。

消防防災施設については、平成27年度に消防新庁舎が完成し、新たな防災拠点施設として、住民の安全・安心な生活を守り、消防・救急体制の充実強化を図っているほか、令和元年度から防災行政無線(同報系)の運用を開始している。

その他、用途廃止された公共施設などのうち、解体できずに遊休化しているものがあり、これら施設の対応については、早期に方向性を示す必要がある。利活用が見込めないものについては、公共施設等総合管理基金等を活用した解体も視野に検討する。

図表 1-7 町財政の状況

(単位:千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和元年 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入総額A | 6, 756, 484 | 5, 864, 314 | 6, 176, 183 |
| 一般財源 | 3, 853, 318 | 3, 800, 131 | 3, 664, 676 |
| 国庫支出金 | 1, 088, 119 | 374, 996 | 821, 807 |
| 県支出金 | 346, 708 | 434, 856 | 357, 789 |
| 地 方 債 | 641, 500 | 764, 900 | 799, 500 |
| うち過疎債 | 88, 300 | 86, 400 | 611, 700 |
| その他 | 826, 839 | 489, 431 | 532, 411 |
| 歳 出 総 額 B | 6, 333, 298 | 5, 661, 878 | 5, 895, 479 |
| 義務的経費 | 2, 385, 157 | 2, 328, 398 | 2, 323, 698 |
| 投 資 的 経費 | 1, 482, 876 | 743, 790 | 1, 220, 879 |
| うち普通建設事業 | 1, 419, 786 | 740, 771 | 987, 130 |
| その他 | 2, 465, 265 | 2, 589, 690 | 2,350,902 |
| 過疎対策事業費 | 339, 763 | 121, 578 | 878, 387 |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 423, 186 | 202, 436 | 280, 704 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 84, 430 | 12, 435 | 4, 251 |
| 実質収支 C-D | 338, 756 | 190, 001 | 276, 453 |
| 財 政 力 指 数 | 0. 26 | 0.25 | 0. 26 |
| 公 債 費 負 担 比 率 | 15.9 | 12.9 | 15. 1 |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 13.5 | 8.4 | 10.1 |
| 起債制限比率 | - | _ | - |
| 経 常 収 支 比 率 | 87.2 | 90.5 | 94.0 |
| 将 来 負 担 比 率 | 122.1 | 103.7 | 70.4 |
| 地方債現在高 | 6, 118, 104 | 5, 984, 315 | 6, 010, 261 |

図表1-8 主要公共施設等の整備状況

| | | | | ^ | 昭和55 | 平成2 | 平成12 | 平成22 | 令和元 |
|----|-------|-----|-------|----------|-------|-------|-------|------------|------------|
| | | 区 | | 分 | 年度末 | 年度末 | 年度末 | 年度末 | 年度末 |
| 市 | 町 | 村 | 道 | | | | | | |
| | 改 | 良 | 率 | (%) | 36. 5 | 54.8 | 62.4 | 64. 2 | 65. 4 |
| | 舗 | 装 | 率 | (%) | 35. 7 | 56. 1 | 66.8 | 71.0 | 73.0 |
| 農 | | | 道 | | | | | | |
| | 延 | | 長 | (m) | _ | _ | _ | 7, 343. 0 | 7, 343. 0 |
| 耕地 | 也 1 h | a当た | こり是 | 農道延長 (m) | 1.5 | _ | 74.7 | _ | |
| 林 | | | 道 | | | | | | |
| | 延 | | 長 | (m) | _ | _ | _ | 80, 732. 0 | 87, 497. 0 |
| 林里 | ₹1 h | a当た | - り ホ | 木道延長 (m) | 19. 2 | 10.3 | 28.4 | _ | |
| 水 | 道 | 普 | 及 | 率 (%) | 83. 9 | 88.6 | 91.4 | 99. 5 | 98. 5 |
| 水 | 洗 | 化 | 率 | (%) | _ | 7. 2 | 31. 7 | 58. 3 | 71. 9 |
| 人口 | 1千ノ | く当た | こり非 | | | | | | |
| 診療 | そ所の |)病月 | き数 | (床) | _ | _ | | 0. 1 | 0.1 |

(4)地域の持続的発展の基本方針

本町は、平成2年に過疎地域に指定されて以来、過疎の脱却、定住促進を目指し、 産業・経済・教育・文化・福祉・保健・環境など、各般にわたる分野の基盤整備に努め てきた。その結果、交通体系、上下水道などのインフラ整備に力点をおいたことにより、 基礎的生活機能の利便性や快適性は向上している。

しかし、経済情勢の変化や生活様式の多様化などにより、予想を超える人口減少と 産業の衰退が顕著となり、町の活力低下が懸念されている。

この厳しい現状のなか、町の活力を高め、質の高い町土を建設していくためには、時代に呼応した新たな視点によるまちづくりが求められている。

少子高齢化は今後さらに進行が予想され、本町の実情と本町ならではの地域特性を踏まえて策定した「五城目町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、国や秋田県の施策と連携して、雇用の創出や地域の活性化を図り、少子高齢化による地域経済の停滞とコミュニティの活力減退という課題に取り組んでいく。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした急激な生活様式の変化への対応が求められる中、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、新たな生活様式の構築に向けICTの利活用を推進するほか、豊かな自然を活用した新しいビジネスの創出に向けた取り組みを進める。

さらに、町では、町民の生の声をまちづくりに反映させていくため、座談会等により地域が抱える課題の把握に努めている。地域の課題を官民共有し、町民との協働により具体的な対策を組立て実施していくことを持続的発展の基本方針とし、適宜必要な見直しや変更を行う。

町民主体のまちづくり活動は、人と人、家と家、又は地域間の交流が育まれ、互いを

思いやる良好な地縁関係の構築が期待できる。こうした町民の潜在的な主体性を引き出し、豊かで暮らしやすい地域社会の形成を目指し、産業・経済・環境・福祉・防災など各分野が連携した効果的な施策の展開に努める。

(基本的施策)

① 自然のやすらぎと共生するまちづくり

町民が安全安心な日常生活を送るためには、生活環境の維持・向上が要となる。本町の誇りである豊かな自然環境や景観に配慮した土地の高度利用を進め、道路交通網や上下水道、情報通信など生活基盤の整備を図るとともに、公共交通空白地の解消を図り、町民の日常的な移動のための交通手段の確保に努める。

火災や災害、交通事故や犯罪の未然防止に努めるなど、町民の生命と財産を守り、 安全安心なまちで明るく健やかに暮らせる環境づくりを目指す。

また、少子高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い利用を停止している遊休公共施設は、その利活用を検討し、見込めない場合は防災・保安・景観上の必要な対策を講じていく。

②賑わいを興すまちづくり

町の活力を支える産業の振興は、定住・雇用・経済などへの好影響が期待され、まちづくりの要となる。既存資源を活かしながら、新たな雇用の創出や経営基盤の強化、設備投資への支援などにより、定住と雇用を意識した産業振興に取り組み、既存企業(事業所)の活力を高めるとともに、起業や新たな産業開発を促進し、人・自然・産業の調和がとれた、足腰の強い産業が息づくまちづくりを推進していく。

特に、農林業の振興については、町の現状に照らし、少子高齢化に対応した農業の確立と雇用機会の増進のため、永続性のある安定した経営を図る必要がある。

一方、基盤整備や遊休化している農地・林野の再生策を積極的に進め、自然保護、 国土保全などの公益的機能を発揮することにより、町民が誇りと愛着を持てる郷土の 実現を図る。

町内の観光資源の発掘・連携・活用を進め、町全体で観光客をもてなす機運を醸成し、また訪れたい地域としての魅力の向上と交流人口の増加を目指す。

また、空き店舗、空き家が点在する中心市街地の活性化対策は急務で、町の顔である朝市との連携を図りながら振興策を講じていく。

③元気と安心で幸せを実感できるまちづくり

少子高齢化社会がさらに進行する中で、医療の確保に努めるとともに、生活習慣病 予防や介護予防に重点を置き、誰もが健やかで幸せを実感できる充実した暮らしを送 るための健康づくりを推進する。 また、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て支援の充実とともに、関係機関が連携を図り、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを目指す。

④未来を紡ぎ、拓く、人づくりのまちづくり

人々がさまざまな分野で個性や能力を発揮することは、それぞれの生きがいを育むだけでなく、まちの活力や交流、継続的な発展につながる。

子どもの個性に応じた教育を推進し、生きる力と思いやりを育む教育の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携しながら開かれた学校づくりを推進する。

また、地域や世代を超えて集い、学び、語り合い、いきいきとした活動・交流ができるよう生涯学習活動やスポーツ活動の充実に努める。

さらに、体験活動などを通じた地域文化を大切にする活動を推進し、郷土文化や歴 史などに対する理解を深め、保存・継承に向けた体制の充実を図る。

⑤信頼と次代への活力を築くまちづくり

人やまちに活力があり、将来へまちが持続可能な発展を遂げていくためには、計画的に健全な行財政運営が求められる。

持続可能な行財政運営を図るため、財政計画の推進と行財政改革に取り組み、健 全な行財政運営に努める。

また、日常生活圏や経済活動の広域化に伴い、行政区域を越えた広域での共通課題の解決などに向けて、県や近隣市町村との連携・協力を進める。

⑥明日をともに創る協働のまちづくり

主体的な地域活動に対して、意欲ある人材の参加、活躍への支援、課題解決に向けた対策などにより、町民、地域、団体、企業、行政など多様な主体がそれぞれの役割を持って関われるよう、ルールづくりやさまざまな地域活動の取り組みを共有する仕組みづくりなどを進め、地域の特性や資源を活かしながら、明日をともに創るまちづくりを目指す。

姉妹提携を結ぶ東京都千代田区や近隣市町村などとの交流活動は、地域活性化や人材育成の大きな契機となることから、さらなる交流促進を図る。

(重点的施策)

- ●新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした新たな生活様式に対応し、デジタルトランスフォーメーションの推進や新たなビジネスの創出に向けた取り組みを推進する。
- ●積極的な移住・定住施策により地域の担い手となる人材の確保に努めるとともに、町の活性化にも結び付く関係人口の創出を推進する。

- ●農林業の基盤整備等の推進により、優良な農地・山林の保全、安定した経営、雇用機会の増進を図る。
- ●雇用の創出や経営基盤の強化、設備投資への支援など、しごとづくり支援を推進する。
- ●日々急速な進歩を遂げる ICT を町民が格差なく活用できるよう基盤整備に取り組むとともに、その利活用の促進を図る。
- ●町民の安全な生活の確保や広域交流促進の基盤となる、交通ネットワークの整備を促進する。
- ●公共交通空白地域の解消に努め、地域の実情に応じた利便性の高い地域公共交通 網の構築を図る。
- ●損耗劣化が進む橋梁は、「橋梁長寿命化修繕計画」による費用対効果の高い維持管理に努める。
- ●し尿及び浄化槽汚泥処理について、処理委託期間終了後の在り方について方向性を 示す。
- ●自主防災組織の育成など、防災・危機管理体制の強化に努める。
- ●老朽化の進行している公共施設は、公共施設等総合管理計画に基づいた管理を進め、機能を廃止した公共施設は、その利活用を検討のうえ、撤去が適当と認められるものについて解体撤去する。
- ●出会いから結婚、子育てまで切れ目のない支援策を講じ、総合的な子育て支援の充実を図る。
- ●高齢化が進む中、必要なケアを受けながら自分らしい人生を送ることができるよう地域 包括ケアシステムの構築に努める。
- ●地域医療体制の充実に努める。
- ●地域、家庭、学校との協働体制の構築を図り、地域に開かれた学校づくりを推進する。
- ●地域の実情に応じた適切な対策を講じ、将来にわたって持続可能な安心して生活できる元気な集落の形成に努める。
- ●地域に根差した郷土芸能・自然景観の保存・継承に努める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

•基本目標

基本方針を踏まえ、以下の6つの「目指す未来の姿」を基本目標として施策を展開 し、その実現を目指す。

- ①自然のやすらぎと共生するまち
- ②賑わいを興すまち
- ③元気と安心で幸せを実感できるまち
- ④未来を紡ぎ、拓く、人づくりのまち
- ⑤信頼と次代への活力を築くまち

⑥明日をともに創るまち

•人口目標

本町における人口増減は、転出超過で推移している。基本方針を踏まえた施策の 展開による定住促進により社会増減数の均衡を目指す。

| 項目 | 現状値(令和元年) | 目標値(令和7年) |
|----------|-----------------|-----------|
| 社会増加数(人) | $\triangle 112$ | 0 |

(6)計画の達成状況の評価に関する事項

各項目に、関連する施策を設定(Plan)し、施策等の実施(Do)による、地域の持続的発展のための基本目標・人口目標の達成状況や施策等の進捗及び効果を、毎年度、有効性や効率性・方向性等の観点から所管職員が評価・検証(Check)を行うとともに、町民懇談会等において意見交換を実施し、評価・検証等を基に計画を見直す(Action)際は、必要に応じて議会へ諮ることにより、目標達成を目指す(PDCAサイクル)。

(7)計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8)公共施設等総合管理計画との整合

・公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・ 更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定する。公共施設 を建築系公共施設とインフラ系資産(土木系施設、企業会計施設)に大別した上で検 討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削 減を図る。

①新規整備について

将来人口の推移や町の総合発展計画を踏まえた上で、住民ニーズと施設の機能重複等を勘案し、新規の公共施設整備に当たっては慎重に整備を検討する。

②施設の更新(建て替え)について

現状及び将来の利用動向を踏まえ、保有すべき施設については予防保全管理の考えのもと、長寿命化を図りながら施設を維持し、最小限の建て替えを目指す。

また、施設の機能によっては近隣市町村に整備されている類似施設の広域利用を進める。

③施設総量(総床面積)について

老朽化、住民利用度、集客率等を検証しながら施設総量の適正化を目指し、保有施設総量の縮減として総延床面積10%の削減を目指す。

④施設コストの維持管理、運営コストについて

住民サービス水準の維持・向上を図りながら、管理運営に掛かる維持管理費やコストの低減を前提にした施設運営を目指す。運営をより効率的に行うため、指定管理者制度やPPP/PFIの導入を検討する。

•五城目町過疎地域持続的発展計画との整合性

本計画に記載する全ての公共施設等の維持管理や整備については、五城目町公共施設等総合管理計画(平成29年2月策定)と適合する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

若年層の流出により生産年齢人口が減少すると同時に、子どもを産み育てる層の減少により出生数が減少し、自然減の拡大を招いている。また、本町の高齢化率は年々上昇し、県内でも高い水準にある。

地域の担い手となる人材が不足してきている一方、豊かな自然環境や伝統文化などに 関心を持ち、首都圏等から町に移住する者や、地域の人々と人的・経済的な交流を続け る関係人口が増えつつある。

町では、「五城目町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成28年1月策定)に基づき、町への移住者を呼び込むため、首都圏等でのコミュニティづくりや町外に向けたPR・情報発信の強化、移住される方への経済的支援等受入体制の充実を図るとともに、地域コミュニティ活動の促進を図り、定住促進対策に取り組んできた。

また、地域の関係者や関係団体と連携し、首都圏等に住む方々に、地域に生きる人々の生活に関わっていただく、いわゆる関係人口の創出に取り組んでおり、継続的な関係を築く環境づくりを進めるとともに、町内で関わる地域団体の育成に努める。

地域間交流においては、本町と姉妹提携を結んでいる東京都千代田区との間で児童の双方向交流など住民交流を推進しているほか、首都圏在住者による本町のコミュニティづくりを展開し、本町への移住や起業を促している。

(1)現況と課題

①移住定住対策

町の生産年齢人口は50%を下回っており、地域の担い手不足が深刻化している。 進学による若年層の流出は避けることができないものの、町出身者のAターン希望 者を中心に、町外からの移住による若い世代の転入促進が求められる。

また、人口減少・高齢化が進み、産業の低迷も懸念される本町への移住や起業を促すため、町外在住者に向けた継続的なPR施策が必要となっている。

②関係人口の創出

首都圏等町外に居住しながら、人的・経済的なつながりを持つ人々の創出は、関係を持つ地域団体等の活動意欲向上、ひいては町の活性化にも結び付くため、地域外の方々との関係を築く機会の創出が求められる。

③地域間交流

本町と姉妹提携を結ぶ東京都千代田区との住民交流、小学校児童による双方向交流は、発展的に継続していくこととし、併せて、経済・文化・産業の振興を図ることができるような、有機的な交流の検討が求められる。

(2) その対策

- ①移住定住対策
 - ■移住者を呼び込むため、首都圏等でのコミュニティづくりや町外に向けたPR・情報発信の強化を図る。
 - ■移住される方への精神的・経済的支援等受入体制の充実を図る。

②関係人口の創出

- ■地域団体等が活動しやすい環境づくりを進めながら、町外からその活動等に興味を 持つ方々との関係を築く場の提供に努める。
- ■新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした、新たな生活様式への変化の中、地方での「ワーケーション」のニーズは高まるものと予想され、関係機関と連携し、ワーケーションから関係人口の創出につなげるため、効果的な取り組みについて検討を進める。

③地域間交流

■姉妹提携を結ぶ千代田区との都市交流は、児童双方向交流事業など、積極的な 住民交流、経済交流を推進する。

(3)計画

事業計画(令和3年度~7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------|---------------|------------------------|----------|----|
| 1 移住・定住・ | (4) 過 疎 地 域 持 | | | |
| 地域間交流の | 続的発展特別事 | | | |
| 促進、人材育成 | 業 | | | |
| | 移住·定住 | ·移住·定住促進事業 | 町• | |
| | | ①事業の必要性 | 町民 | |
| | | 移住者の住環境に関する不安を解消すると | | |
| | | することにより、将来にわたり安全に安心して暮 | | |
| | | らすことのできる地域社会の実現を図るため。 | | |
| | | ②具体の事業内容 | | |
| | | 移住に関するガイドマップの作成や、移住者 | | |
| | | と地域住民が一緒に行う空き家のリフォームイ | | |
| | | ベント等地域住民との交流イベント支援を実施 | | |
| | | する。 | | |
| | | ③事業の効果 | | |
| | | 移住者がスムーズに地域になじみ易い環境 | | |

| | を整備することにより、将来にわたり過疎地域 | | |
|-------|------------------------|----|--|
| | の持続的発展に資する。 | | |
| | | | |
| 地域間交流 | ·関係人口創出·拡大事業 | 町• | |
| | ①事業の必要性 | 町民 | |
| | 若年層の流出により地域の担い手となる人材 | | |
| | が不足しており、町の活気低下が懸念されてい | | |
| | る。町民らと首都圏等町外居住者の人的・経 | | |
| | 済的な交流を創出することにより、町の活性化 | | |
| | につなげ、住民が将来にわたり安心して暮らす | | |
| | ことのできる地域社会の実現を図るため。 | | |
| | ②具体の事業内容 | | |
| | 首都圏等でのコミュニティづくりやふるさと納 | | |
| | 税等情報発信の強化、町に関心を持つ町外 | | |
| | 居住者と町内団体等のマッチングにより、地域 | | |
| | 間の人的・経済的な交流を創出する。 | | |
| | ③事業の効果 | | |
| | 町外に住む人々の目を当町に向け、町民ら | | |
| | と継続的な人的・経済的な交流を持つ機会を | | |
| | 創出することにより、町の活性化を図り、将来に | | |
| | わたり過疎地域の持続的発展に資する。 | | |
| | | | |

3 産業の振興

町の活力は、元気な産業によって生み出されており農林業、商工業、観光・サービス業など、町の特性を活かした産業の振興は、まちづくりの基盤となる。さらに、魅力ある就業の場や安定した収入は、定住促進に結び付く。このため、官民一体となって企業の経営改善に取り組むほか、本町の産業資源等を最大限に活かした産業の創出、消費の拡大、企業の立地促進や育成など、町全体の底上げを図っていくことが重要である。

農業の振興については、生産基盤や近代化のための施設整備だけでなく、戦略作物の発掘、冬期農業の推進、山野資源の活用など、町の特性を考慮しながら、観光と連携した体験型農業など他業種との連携やスマート農業推進のため、ICT等先進技術の導入等、経営の多角化に向けた営農指導を行うとともに、農業振興施策を計画的に進め、生産性の向上や安定した経営基盤の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成に努める。また、近年、クマやイノシシなどによる農業被害が目立ち、鳥獣による被害への対策を推進する。

林業の振興については、就業者の高齢化が進行していることから、担い手の育成とともに、効率的で生産性の高い経営の確立と作業効率性の向上を図るため、路網整備を進める。また、生産から販売まで、多角的な経営を推進し、豊富な木材資源の需要拡大を図るとともに、国土保全の面から、保育等がなされていない山林について整備を進める。

地場産業の振興については、家具・建具などの古い歴史を持つ伝統産業の保存継承に努めるとともに、地域の特性を活かした持続性のある産業の創出を目指す。

商工業の振興については、地域活力の向上や雇用の場の確保につながるため、新たな企業立地が求められており、関係機関との緊密な連携のもと、引き続き企業誘致活動を進めていく。既存企業については、技術や生産性の向上、事業拡大などを積極的に支援し、経営基盤の強化に努める。また、歴史と伝統ある商業として引き続き五城目朝市の活性化を図るとともに、関係団体等と連携し、中心市街地の活性化及び活性化に寄与する人材の発掘・育成や商店街の再生に努める。

情報通信産業の振興については、本町は全域に光ファイバ網が敷設され、高速通信による情報の受発信が可能となっている。IT産業の町内進出だけではなく、生産性の向上や働き方改革等、デジタルトランスフォーメーションに対応した環境づくりを推進する。

起業の促進については、町地域活性化支援センターを拠点として、潜在的な希望者の発掘を含め、町内外の起業希望者への支援を進め、地域の活性化や雇用機会の創出につなげる。

観光の振興については、町内の観光施設と自然・産業・食・文化・歴史など、潜在す

る地域資源を組み合わせながら、観光を産業として自立させる仕組みづくりに取り組む。また、既存交流施設を適切に管理し、町内外にイベント等広くPRし、交流を促進する。

これら産業の振興は、必要に応じて他市町村や関係団体等多様な関係者間で連携を図り、より効果的に推進する。

(1)現況と問題点

①農業

平成27年度農林業センサスによる本町の農家戸数は500戸で、平成22年度に比べ132戸減少している。

耕作面積は1,471haで、1戸あたり2.94haとなっており、秋田県平均の3.21haを下回っている。

経営規模別でみると、1ha未満が70戸、3ha未満が62戸、3ha以上は9戸それぞれ減少している。総耕地面積は72ha減少しているが、比較的小規模農家の離農が多い。また、農地の集積などにより経営は大規模化の傾向にある。

田畑別の耕地割合は、田が98%の1,435ha、畑が2%の33haと、耕作地のほとんどを田が占めている。

専業農家戸数は、平成22年の160戸から平成27年には146戸と、9%減少している。

平成27年度農林業センサスによる農業就業人口は681人で平成22年度と比べ2 24人減少している。また就業人口の70%を65歳以上の高齢者が占め、小規模農 家の離農と生産年齢層の農業就業人口の減少により高齢者比率が高まっているも のと思われる。

本町では、農地の資産的保有傾向が強く、規模拡大志向農家への流動化の進展はあまりかんばしくないが、高齢化や後継者の不在などの要因により徐々にではあるが農作業の受委託、農地の賃貸借、売買が増加しつつあり、今後農地の一層の流動化の推進と集団化が課題となっている。また、安定した所得による、将来展望の開けた農業を確立するため、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、経営改善による生産性の向上を図り、高品質・安全安心な食の提供を求める消費者の志向に応えていかなければならない。

高齢化や離農者の増加による耕作放棄地の問題は、景観や生態系に支障をきたし、地域活性化の妨げとなっている。所有者との協議を重ねながら、資源である優良な農地の保全に取り組むことが重要となっている。

また、高品質生産化や省力化、農業技術の継承等のため、ICT等先端技術によるスマート農業の推進に取り組む必要がある。

②林業

令和元年度度秋田県林業統計によると、本町森林総面積は17,935haで、町土

総面積21,494haの83%を占めている。森林面積のうち、国有林が8,747ha(49%)、民有林が9,188ha(51%)である。

民有林のうち、人工林面積は7,586haで、人工林率は83%、全国有数の人工林率で、そのうちのほとんどがスギである。

林道は、令和元年には整備延長累計84,865mとなり、作業環境の効率化に努めている。

国内における木材市場は上下動が大きく、林業を取り巻く状況は楽観視できない。 また、高齢化や担い手不足等もあり林業から退く町民も少なくない。そのため、山林 の荒廃が進み、優良木材の生産性の低下や、生態系への影響が懸念される。将来 の脱炭素社会の実現に向けても、森林の果たす役割は大きく、除間伐をはじめとす る山林の手入れが重要となっている。

林道をはじめとする作業道の整備は、素材コストに与える影響が大きいだけでなく、 山林の管理に重要な役割を果たし、林業にとって最大の経営基盤となっていること から、引き続き整備を推進していく必要がある。

③商業

平成28年「経済センサス」による卸売業・小売業の事業所数は109店で、従業員数は658人、そのうち小売業が98店である。平成24年と比較し、事業所数は15店、従業員数は29人それぞれ減少している。一方、年間商品販売額は平成24年の105億2千6百万円から、平成28年には108億4千万円に増加している。

小規模商店経営者の高齢化や後継者難、大型店の出店などの複合的な事情により、商店街を形成していた中心市街地では空き店舗が目立つようになっている。日用品などの調達のためには、大型店や町中心部のスーパーなどに依存せざるを得ない状況で、自家用車を持たない高齢者には厳しい現状となっている。

2・5・7・0の付く日に開催される「五城目朝市」、郊外に建つ「農林水産物直売所」など商業施設間の連携はもとより、他市町村との連携を図るなど、新たな生活様式へ対応しながら町の実情に即した、消費者重視の利便性の高い商業振興が必要である。

④工業

令和元年の工業統計による事業所数は18、従業員数は693人である。製造品出荷額は94億円となっている。本町は、木材・木製品工場の出荷額が比較的大きいことが特徴である。

産業振興と地域活力の向上が期待される企業の立地に対する町民の要望は高いことから、関係機関と連携を密にしながら、引き続き、企業誘致活動に取り組んでいく必要がある。

また、既存企業に対しては、地域の特性を活かした新たな商品や特産品の開発、 販路開拓、新規分野への進出など、企業力強化の支援が必要である。

⑤地場産業

豊かな森林資源を原料に生産される家具・建具などの木工品と、木材産業から二次的に派生した鍛冶など、古い歴史をもつ地場産業は、従事者の高齢化や後継者不足により、産業自体の存続が懸念される。社会情勢の変化により、家具・建具や打刃物などの需要は低迷気味にあり、地元消費だけでは経営が難しい状況にある。

一方、創業300年を越える歴史があり、県内のみならず全国的にも知られる存在となりつつある町内の造り酒屋は、五城目町酒米研究会と連携し、地酒の原料に地場産の酒米を使用するなど、有機的な取り組みを見せている。

こうした伝統的地場産業は、町の歴史的価値を高めてきた経緯もあり、技術保持者等の意思を尊重しながら、保存と継承に努めていく必要がある。

また、町の資源や特性を活かした新たな産業の創出、時代の需要に即した魅力ある製品・商品の開発が求められており、雇用機会拡大の可能性と合わせ、関係者との連携した取り組みが必要となっている。

⑥観光

令和元年秋田県観光統計による観光客数は、159,025人となっている。

観光振興により見込まれる交流人口の増加は、地域活性化と地域経済の振興が期待できることから、積極的な観光メニューの開発が必要である。

本町には、500年の伝統を誇る「五城目朝市」のほか、五城目名物「だまこ鍋」、 恵まれた自然環境等、文化・食・自然など、潜在する資源の融合を図りながら、官民 協働による観光開発の推進が必要とされている。一方、町内外から入浴客が訪れて いる宿泊温泉施設「赤倉山荘」は、経年劣化による施設機能の低下が著しく、その あり方を検討する必要がある。

観光資源となりうる素材に恵まれていることから、観光を産業として自立させる仕組 みづくりが課題である。

⑦起業支援

町地域活性化支援センターを拠点とし、起業者への「しごとづくり」支援策等を展開している。

地域の特性を活かした新たな産業の創出、時代の需要に即した魅力ある製品・商品の開発や販路の開拓は、雇用機会の創出や町内産業の発展につながると期待されることから、人材の育成・確保や企業の技術力・開発力・競争力を高めるためのさらなる施策が求められている。

⑧情報サービス業等

町全域に光ファイバによる高速通信網が整備されているが、情報サービス業等の目立った進出はない。徐々に整備を進めているとは言え、都市部等と比較して交通網が十分であるとは言えない本町において、地理的な条件の影響を受けにくい情報サービス業等は、今後、振興を推進すべき業種と考えられる。

(2) その対策

①農業

- ■農地の汎用化と大区画化による作業効率の向上、集積による規模拡大営農のため、 ほ場の整備とともに、集団営農の組織化や法人化を進めるとともに、ICT等先端技 術の導入を推進する。
- ■生産性の向上や販路拡大を図り、安心かつ安定した農業経営が確立できるよう、地域の実情に即した生産基盤の整備を推進する。
- ■耕作放棄地については、所有者や関係機関と協議しながら、適切な農地保全に努めるとともに、再生不可能な農地については、非農地化を図る。

②林業

- ■水源のかん養、町土の保全、大気の浄化など、森林のもつ多面的機能を維持していている。 いくため、計画的で適切な森林施業の推進を図る。
- ■林道、作業路など生産基盤の整備を進め、生産性の向上により、林業経営の安定 化を図る。

③商業

- ■商店街の再生、中心市街地の活性化を図るうえで欠かすことのできない「五城目朝市」については、発展的で永続性のある施策を講じ、他市町村との連携も視野に入れ、商業の振興を図る。
- ■起業や事業所改修などへの支援により、空き店舗の利活用を進めるとともに、地域 産業の競争力強化を図る。

④工業

- ■町民が安定した生活を維持するためには、安定した雇用環境と所得が確保されていることが重要であることから、事業所に対し、新たな商品の開発や販路開拓など企業力強化を支援していく。
- ■関係機関と緊密かつ慎重な連携を図り、新たな企業立地に関する情報収集に努め、 積極的で実効性のある企業誘致活動を推進する。

⑤地場産業

- ■関係機関と連携して、伝統的な町産品の販路拡大やPRなどの様々な機会を創出し、伝統的な地場産業の保存と継承のための施策を推進する。
- ■他業種との連携も視野に入れ、本町の実情に即した、地産地消型と市場流通型の機能をあわせ持った、持続性のある地場産業の創出を図る。
- ■本町の資源を活かし、魅力ある戦略性の高い農林産物・製品・商品の開発に取り組み、本町に特化した産業を見いだす活動を展開していく。こうした活動を通じ、地域住民の知識や技術を職業として発揮できるよう、雇用機会の増進を図る。

⑥観光

- ■地域住民の参画を仰ぎながら、自然・産業・食・文化・歴史などの資源、または飲食施設・宿泊施設・商業施設など既存施設との組み合わせによる観光メニューの開発に取り組み、季節感のあるイベントによる相乗効果を図るなど、官民協働により、誇りを持ってゲストを受け入れできる観光振興を推進する。
- ■町の資源活用により、生活の業となる自立した観光産業の育成を図る。
- ■経年劣化による施設機能の低下が著しい宿泊温泉施設「赤倉山荘」については、 そのあり方を検討する。

⑦起業支援

■町地域活性化支援センターを拠点とし、独創的な技術、製品、サービスの開発などによる事業拡大や新たな産業の創出育成など「しごとづくり」支援策を充実させ、雇用機会の創出や地域の活性化を図る。

⑧情報サービス業等

- ■民間企業等と連携しながら情報通信環境を整え、新たな通信規格等の普及にも対応していく。
- ■地理的な条件の影響を受けにくい情報サービス業等は、都市部に限らず地方での 進出が可能な産業であり、雇用拡大や経済の活性化のため、起業・誘致の促進に 取り組んでいく。

(3)計画

事業計画(令和3年度~7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------|----------------|--|----------|-----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 農業 | ・農地集積加速化基盤整備促進事業 高 岳 地 区 A=47.0ha 高 崎 地 区 A=43.9ha | 県 | 負担金 |
| | | ・中山間地域農業活性化緊急基盤整備 事業 黒土地区 A=9.7ha | 県 | 負担金 |
| | | ・基幹水利施設ストックマネジメント事業戸村揚水機場 | 県 | 負担金 |
| | | ・湛水防除事業 | 県 | 負担金 |

| | 今戸地区 A=38.6ha | | |
|----------|---|-----|-----------------------|
| | ## \\(\(\color{\colin{\colin{\colin{\colin{\colin{\colin{\colin{\colin{\colin{\colin{\colin{\colin{\colin{\co | ın | ⇔ [⇔ Λ |
| | •農業用河川工作物応急対策事業 | 県 | 負担金 |
| | 身の淵地区 A=115.6ha | | |
| | 山 内 地 区 A=7.5ha | | |
| | ・ため池等整備事業 | 県 | 負担金 |
| | 高野地区 A=23.1ha | .,. | , <u> </u> |
| | 真崎堰地区 A=473.0ha | | |
| | XIII BIOINI | | |
| 林業 | · 高能率生産団地路網整備事業 | 県 | 負担金 |
| | 浅見内団地 L=6,400m W=3.5m | | |
| | 蓬内台団地 L=2,800m W=3.5m | | |
| | 滝ノ下団地 L=2,300m W=3.6m | | |
| | | 町 | 補助金等 |
| (10)過疎地域 | ・しごとづくり支援事業 | | |
| 持続的発展特 | ①事業の必要性 | | |
| 別事業 | 町内産業の活性化に取り組むことで、将 | | |
| その他 | 来にわたり住民が安心して暮らすことので | | |
| | きる地域社会の実現を図るため。 | | |
| | ②具体の事業内容 | | |
| | 起業支援や事業継続支援、新商品開 | | |
| | 発・販路開拓・新規雇用等支援により、町 | | |
| | の産業の振興を図る。 | | |
| | ③事業の効果 | | |
| | 新たな創業や事業所の安定した雇用・ | | |
| | 収入により、町の産業の活性化を図り、将 | | |
| | 来にわたり過疎地域の持続的発展に資す | | |
| | る。 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(4)産業振興促進事項

(i)産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|-------------|-----------|----|
| | 製造業、情報サービス業 | 令和3年4月1日~ | |
| 五城目町全域 | 等、農林水産物等販売 | 令和8年3月31日 | |
| | 業、旅館業 | | |

(ii)当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2)その対策及び(3)計画」のとおり。また、当該業種の振興を促進するため、必要な情報提供等支援を実施する。

(5)公共施設等総合管理計画との整合

産業振興に資する施設については、築30年を超える施設は長寿命化を図り、大規模 修繕計画を検討し、老朽化が著しく利用率の低い施設は、近隣の類似施設を活用する など、廃止を検討する。

4 地域における情報化

近年の情報通信技術の飛躍的な発展は、人々の生活様式にも変化をもたらしている。 地域による格差のない情報通信サービスの提供とその利活用は、町民の生活の質や 利便性の向上に資するだけでなく、産業の振興や公共交通の活性化、医療や教育の充 実などに結び付く。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした急激な生活様式の変化への対応が求められる中、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、新たな生活様式の構築に向け、デジタルトランスフォーメーションを推進するほか、地方に対する都会からの注目がさらに高まっている点に着目し、ICTを活用した移住促進や関係人口の創出に向けた取り組みを推進する。

本町においては、社会生活において重要な通信基盤となっている携帯電話の不感集落が全て解消されており、日常生活における利便性の向上が図られているほか、町全域に光ファイバによる高速通信網が整備されており、町内における安定したインターネットサービスの提供を実現している。防災対策としては、町内各拠点施設でのWi-Fi環境の構築を完了している。

今後は、近い将来の第5世代移動通信システム(5G)等新たな通信規格の普及に際し、 地域間格差が生じないよう努めるとともに、高速通信回線を積極的に活用し、町民と行政 が必要な情報を共有・交換できるよう努めるほか、産業振興への活用も検討していく。

また、町民全てが情報通信技術の恩恵を享受して豊かな生活を実感できるよう、新たな技術の理解と利活用の促進を図る。

(1)現況と問題点

町内における携帯電話の不感集落は全て解消されており、また、町内全域に光ファイバが敷設され、高速伝達が可能となっている。

今後は、新たな通信規格普及の際に、地域間格差が生じないよう努めるとともに、 町民との情報共有、町内外への情報発信など、情報通信技術の利活用が求められる。

平成30年総務省「通信利用動向調査」によると、秋田県のインターネット及びスマートフォンの利用率は全国でも下位に位置しており、県内でも高齢化率の高い本町においては、県平均をさらに下回る利用率が推測される。町民全てが情報通信技術の恩恵を享受して豊かな生活を実感できるよう、新たな技術の理解と利活用に向けた取り組みが必要となる。

(2) その対策

■新たな通信規格など、時代に即したインフラの活用、導入について検討を進め、地域間格差が生じないよう努める。

■町民との情報共有、意見交換のほか、多様な分野に関する情報の受発信などに積極的にICT(情報通信技術)を活用するとともに、新たな技術に対する町民の理解と利活用を促進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

交通体系の整備は、地域の生活に密着したまちづくりの基盤となるものであり、道路整備及び交通手段の確保については、引き続き整備を推進する。

幹線道路や、集落と集落を結ぶ連絡道路、集落内の生活道路においては、狭い幅員、 急カーブ、坂道などの箇所があり、安全性と利便性の向上に配慮した整備に努める。また、 国道や県道についても、安全な広域道路交通網を確保するため、国・県と連携して整備 を推進する。

公共交通網においては、町内3路線でのデマンド型乗合タクシーが核となっているが、町中心部や未だ残る交通空白地をカバーする交通モードが求められており、将来的な地域主体の公共交通運営体の設立を含め、地域が望む持続可能な公共交通網構築に向け、引き続き検討を進める。また、自家用車の普及により住民の生活圏が近隣市町村にまで広がっている中、本町・八郎潟町・大潟村の3町村で構成する南秋地域公共交通活性化協議会では、令和元年10月から3町村を跨ぐ広域マイタウンバスの運行を開始し、令和3年4月からは本町の森山地区・大川地区と八郎潟町をひとつの路線とした広域デマンド型乗合タクシーの本格運行を開始し、近隣町村間での移動に対応している。

(1)現況と問題点

①道路

令和3年度から着工している国道285号富津内バイパス工事は、予定される令和10年度の全線開通後は、県北と県央の往来が円滑になり、交通量の増加が予想される。

本町の交通ネットワークは、国道285号を主軸とし、国道7号、主要地方道秋田八郎潟線、能代五城目線等と各地域を結ぶ基幹道路で形成されている。

特に、秋田八郎潟線の秋田市仁別・馬場目間の未供用区間は、太平山県立自然公園を縦断する区間で、本町が目指す自然景観を活かした観光ルートとして、その早期整備が待たれる。

また、町民の生活路線では、幅員の確保や歩道整備などによる安全性の確保と、商業施設や朝市をはじめとする拠点施設とのアクセス路線の計画的な整備が求められる。

本町には100を超える橋梁があり、その多くは老朽化が進み危険なものが多いことから、計画的で費用対効果の高い維持管理が必要である。

②交通

民間事業者撤退による生活バス路線の廃止を受け、廃止バス路線沿線の公共交通空白区域を中心に町が運行主体となりデマンド型乗合タクシーを運行している。また、南秋地域公共交通活性化協議会が運行主体となっている広域マイタウンバスや

広域デマンド型乗合タクシーにより、町境を跨いだ移動に対応している。自家用車の普及により住民の生活圏が近隣市町村にまで広がっている中、民間事業者で唯一残る広域バス路線の「五城目線」を含め、町内・広域交通いずれも利用者の確保が課題となっている。

今後は、既存交通モードの利便性向上や依然残る公共交通空白地域の解消のほか、脱炭素社会の実現に配慮し、モビリティマネジメントの推進などにより過度な自家用車依存からの脱却を図り、将来に持続可能な交通網の構築に向けた検討が必要である。

(2)その対策

① 道路

- ■主要地方道「秋田八郎潟線」の整備は、未供用区間の早期解消に向けて、関係機関に要望を継続していく。
- ■町道の整備は、座談会などにおける町民の意見・要望を反映し、緊急度、必要性などを考慮のうえ、各種補助制度を有効に導入しながら、順次整備を進める。
- ■安全で利便性が高く、自然環境に負荷のない道路環境を図るため、道路照明灯、 反射鏡などの交通安全施設や歩道の整備を推進する。
- ■町にかかる橋梁は、経年劣化による損耗が激しいため、「橋梁長寿命化修繕計画」 に基づき、費用対効果の高い維持管理に努める。
- ■林道の整備は、林業経営の生産性の向上を図り、もって優良な森林資源の保全に 資することから、一般公共道との連携にも配慮しながら、継続して整備に努める。

②交通

- ■公共交通空白地の解消とともに、利用者のニーズに沿った効果的で効率的な公共 交通網の構築を目指し、継続的に検討・検証を進める。
- ■モビリティマネジメントを推進するとともに、地域住民が主体的に公共交通施策に関われるような場を設け、公共交通を維持していく当事者としての意識の醸成を図る。
- ■国・県や近隣市町村、民間事業者と連携し、拡大している住民の生活圏に対応した交通網の構築に向けて検討を進める。

(3)計画

事業計画(令和3年度~7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|------------|----------------|------------|----------|----|
| 4 交通施設の整備、 | (1) 市町村道 | | | |
| 交通手段の確保 | 道路 | ·町山線舗装補修工事 | 町 | |

| | (舗装)L=300m W=5.0m | | |
|-------|------------------------|----|--|
| | •雀舘幹線舗装補修工事 | 町 | |
| | (路盤入替、舗装)L=900m W=9.0m | | |
| | (舗装)L=1,200m W=14.0m | | |
| | ・磯ノ目地区排水対策工事 | 町 | |
| | (側溝敷設) | | |
| | · 東磯/目幹線舗装補修工事 | 町 | |
| | (舗装)L=450m W=8.0m | | |
| | ·西磯/目幹線舗装補修工事 | 町 | |
| | (舗装)L=400m W=8.0m | | |
| | •磯/目線舗装補修工事 | 町 | |
| | (舗装)L=500m W=7.0m | | |
| | ・西磯ノ目南二丁目線舗装補修工事 | 町 | |
| | (舗装)L=450m W=8.0m | | |
| | ·新畑町通線舗装補修工事 | 町 | |
| | (舗装)L=450m W=7.0m | | |
| | · 五城目外環状線舗装改良事業 | 町 | |
| | (路上再生)L=5,000m W=8.0m | | |
| | ·広ヶ野下山内線舗装補修工事 | 町 | |
| | (舗装)L=1,700m W=8.0m | | |
| | ・高崎広ヶ野線舗装補修工事 | 町 | |
| | (舗装)L=1,700m W=8.0m | | |
| | •岩野高崎線舗装補修工事 | 町 | |
| | (舗装)L=1,100m W=8.2m | | |
| | ·上町線舗装補修事業 | 町 | |
| | (舗装)L=600m W=8.0m | | |
| | ·高崎雀舘線道路改良事業 | 町 | |
| | (改良)L=500m W=4.0m | | |
| | ·田町裏通線側溝改良工事 | 町 | |
| | (改良)L=200m W=4.0m | | |
| | | | |
| (9) 過 | 疎地域持 | | |
| 続的発 | 展特別事 | | |
| 業 | | | |
| 公共3 | を通 ・地域公共交通対策事業 | 町・ | |
| | ①事業の必要性 | 協議 | |

町民の日常的な移動のために交通手段 を確保し、将来にわたり安全に安心して暮 らすことのできる地域社会の実現を図るた め。 ②具体の事業内容 予約式乗合タクシー等公共交通の運行 や交通施設の整備により、公共交通空白 区域の解消や利便性の向上を図る。 ③事業の効果 公共交通空白区域の解消と移動の利 便性の向上が図られ、将来にわたり過疎 地域の持続的発展に資する 交通施設維持 · 橋梁長寿命化修繕事業 町 ①事業の必要性 事後保全ではなく計画的な予防保全で の橋梁維持管理により、将来にわたり安 全に安心して暮らすことの出来る地域社 会の実現を図るため。 ②具体の事業内容 「橋梁長寿命化修繕計画」による予防 的な点検及び修繕を実施する。 ③事業の効果 橋梁の延命化と機能性の向上、生涯費 用の縮減を図ることにより、将来にわたり 過疎地域の持続的発展に資する。

(4)公共施設等総合管理計画との整合

道路については、パトロールや定期的な点検、適切かつ効率的なメンテナンスを行い、 長寿命化を図る。

橋梁については、五城目町橋梁長寿命化計画に則った計画的な修繕により、コストの 平準化と長寿命化を図る。

6 生活環境の整備

上下水道は、各種計画に基づき、生活機能の向上のため継続して整備を進めている。 水道事業は、「五城目町地域水道ビジョン」により、計画的な施設の整備と安定した質 の高い水の供給に努めている。平成28年度には、公営の簡易水道は全て上水道に経営 統合し、効率的な経営体制の確立を図っている。

下水道事業は「五城目町下水道事業計画」により整備を進め、平成29年度に未整備地区を全て解消した。

上下水道ともに、今後は老朽化した施設を計画的に更新し、安定的な水の供給、処理に努める。

廃棄物(ごみ)の処理は、八郎湖周辺清掃事務組合の広域ごみ処理施設へ搬送し処理している。また、一般廃棄物埋立処分場は、改修工事により長寿命化を図る。今後も引き続き、ごみの分別やリサイクル意識の高揚を図り、ごみの減量化を推進する。

し尿及び浄化槽汚泥処理は、平成30年から10年の期間で八郎潟町・井川町衛生処理施設組合に処理委託をしているが、期間終了後の在り方について、検討・調査を進める必要がある。

住宅・住環境については、住宅の耐震化及びリフォームを支援するとともに、公園整備や道路の除排雪への取り組みなど、快適な居住環境の整備に努める。また、民間の宅地開発による新たな住宅地が形成されてきている中、町内各地では空き家も目立ち、防災・保安上の懸念や街並み形成の支障となっており、所有者・管理者の協力を仰ぎながら、空き家の管理及び有効活用等を推進する必要がある。

消防防災施設については、令和元年度より防災行政無線(同報系)の運用を開始しているほか、引き続き、計画的に消防・救急車両などを整備し、住民の生命、身体、財産の安全確保に努めるとともに、令和2年度に更新したハザードマップ等を活用した防災・危機管理啓発や地域での防災力強化に向けた自主防災組織等の育成を推進する。また、五城目町消防本部は、広域化を目指し協議を進めており、他市町村の動向も踏まえつつ継続して関係機関と協議をしていく。

(1)現況と問題点

① 水道

上水道は、5,000m³/日の水利権、4,800m³/日の処理能力を有しているが、 給水人口が減少していることから、計画一日最大給水量は3,781m³/日で、普及 率は97.4%となっている。

平成28年度をもって、公営の簡易水道は、全て上水道に経営統合された。

水道未普及地域については、現在、水量・水質ともに良好であり、水道整備の予定はないが、水量・水質・水源の状況は引き続き監視していく必要がある。

水道経営は、給水量の減少で厳しい状況であり、経営基盤の安定化が求められている。また、老朽化した施設については、安全で安定した水の供給のため、計画的にその整備を図る必要がある。

②下水道処理施設

本町の下水道処理施設は、公共下水道事業、合併浄化槽設置整備事業により整備を進めている。

公共下水道事業は、下水道事業計画に基づき整備を進め、平成29年度に未整備地区の整備を完了している。今後は接続率の向上と、ストックマネジメント計画を基にした施設の更新を推進する必要がある。

合併処理浄化槽設置整備事業は、集合処理区域外の地域を対象に実施している。

これら事業の着実な実施により、住民の快適な生活環境が確保され、環境負荷の 軽減を図る。

③環境衛生

ごみ処理は、八郎湖周辺清掃事務組合が運営する「八郎湖周辺クリーンセンター」 に搬送して処理し、町において埋立処分しているが、今後も健全に運営出来るよう、 一般廃棄物埋立処分場は長寿命化を図る必要がある。

し尿及び浄化槽汚泥処理は、平成30年から10年の期間で八郎潟町・井川町衛生処理施設組合に処理委託をしているが、期間終了後の在り方について、検討・調査を進める必要がある。

ダイオキシン基準の関係で稼働を停止していた本町のごみ焼却施設(旧「清掃センター」)は、平成22年度に、収集ごみから資源ごみを選別作業するストックヤードとして建て替えられている。

廃棄物対策と環境問題は、地球規模で互いの調和を検討しなければならない時代となっている。廃棄物を資源として位置付け、資源循環型の地域社会の構築が求められている。

火葬場については、平成2年に供用された施設で老朽化が進み、施設の機能不全が懸念されているため、改修により機能強化を図る必要がある。

④消防・救急・防災体制

災害時等における緊急告知のため、令和元年度より防災行政無線の運用を開始しているが、住宅の高気密化、高齢者世帯やひとり暮し世帯の増加、近年の温暖化による気候変化など、今後も社会環境の変化に適合した防災・危機管理体制の強化は喫緊の課題となっている。また、災害時要援護者への対策や地域での防災力の強化のため、自主防災組織等の育成を推進する必要がある。

協議が先送りとなっている消防の広域化は、消防力を強化していくための重要な課題として、継続して関係機関との協議を進める。

施設の老朽化が懸案となっていた消防庁舎は、平成27年度に移転・改築し、機能面の充実が図られた。

救急業務では、五城目町消防本部に10名の救急救命士と2台の高規格救急車両を配備し、現代社会の救急処置に対応した活動にあたっている。

今後も車両等設備の更新を含め、計画的に消防・救急体制の整備を図る必要がある。

⑤住宅

昭和58年度に策定した地域住宅計画(HOPE 計画)に基づき、木材の町を象徴する木造住宅のモデル地区として矢場崎住宅団地に23戸、新広ケ野住宅団地に50戸の公営住宅を整備し、ゆとりある住環境づくりと定住促進を図ってきた。建築後20年以上が経過し、建物、設備ともに老朽化が進行している。

五城目地区においては、民間による宅地開発が行われており、緩やかではあるが、 新たな住宅地が形成されている。

一方、町内各地で、主を失った空き家も目立ち、防災・保安の問題や、秩序ある街並み形成の支障となっている。空き家の問題については地域住民の関心も高く、所有者・管理者の協力を仰ぎながら、空き家対策を講じていく必要がある。

⑥公園緑地

緑豊かな町土形成の一端を担う都市公園、農村公園や森林公園を整備してきたが、経年による施設設備の劣化や緑地の荒廃が目立ち、有効利用を図るため、町民と行政の協働により維持管理にあたっている。

⑦游休公共施設

人口減少・過疎化の進行など社会情勢の急激な変化により利用を停止している公 共施設については、その多くが高度成長期に建設されたものであり、老朽化が進ん でいる。倒壊等災害を予防し、不法侵入による犯罪の温床とならないよう、また、景 観形成の観点から、必要な対策を講じる必要がある。

(2)その対策

① 水 道

- ■安定したサービスの継続的な提供のため、経営基盤強化に努める。
- ■安全で安定した給水のため、計画的に適切な施設の整備・更新を進める。

②下水道処理施設

- ■公共下水道は、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に資するため、既存施設の適正な管理に努め、水洗化率の向上を図る。
- ■集合処理区域外にある地域においては、合併処理浄化槽設置整備事業の促進を図る。

③環境衛生

- ■一般廃棄物埋立処分場は、健全な運営のため、改修工事により長寿命化を図る。
- ■ごみの分別、リサイクルなど、廃棄物処理に対する意識の高揚を図り、資源循環型 社会の構築を推進する。
- ■八郎潟町・井川町衛生処理施設組合に事務の委託をしているし尿処理については、 委託期間が令和10年3月までとなっており、以後の対応について、関係市町村と連 携して、検討・調査に取り組む必要がある。
- ■老朽化が進み、機能不全に陥る懸念が強まっている火葬場施設は、改修により機 能強化を図る。

④消防防災体制の整備

- ■地域の安全安心な生活を守るため、計画的に消防施設や消防資機材を更新し、 消防・救急体制の充実強化を図る。
- ■地域防災計画に基づき、消防団の再編・体制強化、自主防災組織の育成など、地域の防災力の強化を図る。
- ■協議が先送りとなっている消防の広域化は、継続して関係機関との協議を進める。

⑤住宅

- ■町営住宅については、公営住宅長寿命化修繕計画の見直しを行い、改修を要する ものについては計画的にその整備を進める。また、老朽化が進んでいるものは、周辺 状況の変化等を考慮し、建替え等を検討する。
- ■快適な住環境を提供するため、住宅のリフォーム支援を促進する。
- ■空き家について、防災・保安・景観保全のため、所有者や管理者の協力を仰ぎながら、その管理や有効活用等を検討する。

⑥公園緑地

■潤いある地域環境を維持していくため、付帯施設を含め、計画的な修繕・更新を実施するとともに、都市公園・農村公園等は、地域住民の主体的な美化活動による維持管理を進める。

⑦遊休公共施設

■その有効な活用を検討し、公共施設として利活用の見込みがないものについては 防災・保安・景観形成の観点から、売却や除却を視野に入れた必要な対策を講じる。

(3)計画

事業計画(令和3年度~7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------|----------------|-----------------|----------|----|
| 5 生活環境の整備 | (5)廃棄物処理施設 | | | |
| | ごみ処理施設 | •一般廃棄物埋立処分場改修工事 | 町 | |

| (4)火葬場 | •火葬場改修事業 | 町 | |
|------------|--------------------------|---|--|
| (5)消防施設 | ・小型動力ポンプ積載車整備事業 | 町 | |
| (7)過疎地域持続的 | | | |
| 発展特別事業 | | | |
| 生活 | •公営住宅長寿命化修繕事業 | 町 | |
| | ①事業の必要性 | | |
| | 公営住宅の老朽化が進行しており、 | | |
| | 計画的な点検及び修繕により、将来に | | |
| | わたり安全に安心して暮らすことの出来 | | |
| | る地域社会の実現を図るため。 | | |
| | ②具体の事業内容 | | |
| | 「公営住宅長寿命化修繕計画」を策 | | |
| | 定し、計画に基づき予防的な点検及び | | |
| | 修繕を実施する。 | | |
| | ③事業の効果 | | |
| | 公営住宅の延命化と機能性の向上、 | | |
| | 生涯費用の縮減を図ることにより、将来 | | |
| | にわたり過疎地域の持続的発展に資す | | |
| | る。 | | |
| 危険施設撤去 | •公共施設解体撤去事業 | 町 | |
| | ①事業の必要性 | | |
| | 老朽化した公共施設について、防災・ | | |
| | 保安・景観への不安を解消することによ | | |
| | り、安全に安心して暮らすことのできる | | |
| | 地域社会の実現を図るため。 | | |
| | ②具体の事業内容 | | |
| | 利用を停止しており、利活用が見込め | | |
| | ない老朽化施設について、解体撤去を | | |
| | 進める。 | | |
| | ③事業の効果 | | |
| | 老朽化により利活用の見込めない施 | | |
| | 設を解体撤去し、防災・保安・景観への | | |

| | 不安を解消することにより、将来にわた | |
|--|--------------------|--|
| | り過疎地域の持続的発展に資する。 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

上水道施設については、五城目町水道事業基本計画のもと、施設更新を計画的 に行っていく。

下水道施設については、ストックマネジメントの推進により、ライフサイクルコストの縮減を図り、維持管理・更新費用の平準化に努める。

環境衛生施設については、機能を優先し、修繕等は予防保全の観点から定期的な点検に努めることとしており、本計画において、一般廃棄物埋立処分場の改修を計上している。斎場は、公共施設等総合管理計画において、老朽化が進んでいるため広域化も視野にいれながら更新を検討することとしており、検討の結果、本計画において、改修事業を計上している。

消防・救急・防災施設については、防災機能を維持しつつ、築30年を超える 施設について、更新・集約化・複合化を検討する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

令和2年10月1日調査の「秋田県年齢別人口流動調査報告書」による本町の人口8,304人に対し、65歳以上の老年人口は3,877人で、高齢化率は46.7%、秋田県内でも高い率を示している。年少人口や生産年齢人口、出生率も低く、本町の高齢化率は、年々上昇していくことが予想される。

少子化の進行を抑制し、将来の地域の担い手を確保するため、五城目町子ども・子育 て支援事業計画や五城目町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、出会いから結婚・出 産・子育てまで切れ目のない支援を行う。

結婚や出産、子育でに対する価値観は多様化し、晩婚化や未婚化など、結婚に対する 意識の変化も出生数減少の要因となっている。結婚・少子化問題については、積極的な 取り組みを進め、子育でステージにおける不安の解消や、保育料・給食費など経済的負 担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備を推進する。

また、移転改築した五城目小学校に併設された学童保育施設での学習支援など、子どもの居場所づくりの整備と、それに携わる人材の確保と育成に努める。

高齢者福祉においては、五城目町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画等と整合を図りながら、住み慣れた家庭や地域で、必要なケアを受けながら価値観や生き方が尊重された自分らしい人生を送ることができるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて基盤整備を推進し、啓発活動などにより健康増進と疾病予防、介護予防に努めるとともに、地域コミュニティの維持発展を図る。

また、高齢化率の延伸による医療・介護需要が一層高まることが推測される状況下で、 地域包括ケアシステムの構築を推進するために必要な社会基盤である福祉・介護人材の 確保・育成・定着支援に向けた取り組みを進める。

また、社会的な問題である、自殺の予防、うつ病対策等の精神的なケアについては、有識者の指導を仰ぎながら、正しい情報の普及啓発に努める。

少子高齢化社会における福祉需要は複雑多岐にわたるが、五城目町地域福祉計画に基づき、すべての町民が、住み慣れた地域や家庭で安心して快適な生活を送れるよう、調和のとれた福祉・保健サービスの提供に配慮し、町民の自主的な健康づくりの推進により、医療費の適正化を図る。

(1)現況と問題点

①少子化対策と子育て環境の確保

生活様式の多様化や社会経済情勢の変化を要因のひとつとし、晩婚化・未婚化が進行し、出生数が減少している。また、子どもをもつ家庭事情も多様化し、子育てに関する町民の要望も多岐にわたっている。

子育てに関する経済的・精神的負担の軽減と、育児と仕事を両立できる環境づくり

を支援し、地域全体で子どもの安全と成長を見守る社会の構築とともに、町民の拡大した生活圏に対応したサービスが求められる。

②高齢者福祉

少子高齢化社会の進行により、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加による生活不安が懸念される。

本町では、住み慣れた家庭や地域で、必要なケアを受けながら価値観や生き方が 尊重された自分らしい人生を送ることができるよう地域包括ケアシステムの構築に向 けて基盤整備を進めている。行政だけでなく、多様な主体が連携し、高齢者等の生 活をサポートしていく関係を強化していく必要がある。

また、医療費の適正化を図るため、一人ひとりの自主的な健康づくりに向けた意識の醸成が求められる。

それと同時に、医療・介護需要の高まりを見据え、その種の職員のみならず、ボラン ティア等関連する人材の確保・育成・定着が課題となる。

③保健衛生

町民の各種健康診査、母子保健、予防接種、食生活改善など、町民の健康を守るための保健事業は、健康づくり推進員や食生活改善推進員など、町民の参画を仰ぎながら実施しているが、引き続き円滑な健康づくりを推進していく必要があるほか、感染症の流行時等は、安心して予防接種を受けられる環境づくりに努める必要がある。

また、自殺やうつ病の予防など、心のケアに関するセミナーの開催等、引き続き精神衛生の正しい情報の普及啓発に努める必要がある。

(2) その対策

- ①少子化対策と子育て環境の確保
 - ■幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るため、保育施設の機能強化や保育需要に応じた延長保育、学童保育の体制整備に努めるとともに、関係機関等と連携・協働しながら「子ども・子育て支援事業計画」を推進する。
 - ■子育てステージにおける不安の解消や、保育料・給食費など経済的負担の軽減を含む、出会いから結婚、子育てまで切れ目のない継続的・総合的な支援により、子どもを安心して産み育てられるよう環境整備に努める。
 - ■交通ネットワーク等の発達により、人々の生活圏は拡大しており、他市町村と連携し、 格差のないサービスの提供に努める。

②高齢者福祉

■高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や、高

齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めるとともに、高齢者が抱える多様な課題やニーズに対応し、互いに支え合う「共助・公助」の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みづくりとなる地域包括ケアシステムを深化・推進する。

- ■関係機関との連携のもと、医療・介護職員のほか、支援スタッフ等各種の必要な人材の確保に努め、各種研修会や勉強会の開催等による担い手の育成、雇用環境の改善等を推進する。
- ■高齢者の介護予防活動として、介護予防教室等住民主体の活動を支援しながら、 あらゆる機会を通じて介護予防の意識を醸成する。
- ■啓発活動や健康づくり教室の開催などにより、町民一人ひとりの健康管理意識の高揚を推進し、医療費の適正化を図る。

③保健衛生

- ■各種疾病の予防対策として、早朝健診、各種がん検診等の受診率の向上に努める。
- ■感染症の流行時等、迅速に、安心して予防接種が受けられる環境を整備する。
- ■母子が心身ともに健康な生活ができるよう、妊産婦健診、乳幼児健診、乳児全戸訪問、予防接種や食生活指導など、母子保健事業の充実を図る。
- ■心やすらぎ健やかに暮らせる町を目指し、心の健康づくり・疾病予防について継続して、正しい情報の普及に努める。

(3)計画

事業計画(令和3年度~7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------|----------------|------------------|----------|----|
| 6 子育て環境の確 | (8)過疎地域持続的発 | | | |
| 保、高齢者等の保健 | 展特別事業 | | | |
| 及び福祉の向上及び | その他 | ・結婚子育て支援事業 | 町 | |
| 増進 | | ①事業の必要性 | | |
| | | 少子化の要因となっている晩婚 | | |
| | | 化・未婚化対策のほか、出産後の不 | | |
| | | 安などの解消に努め、将来にわたり | | |
| | | 安全に安心して暮らすことのできる | | |
| | | 地域社会の実現を図るため。 | | |
| | | ②具体の事業内容 | | |
| | | 婚活イベントの開催や不妊治療支 | | |
| | | 援など、子育て支援策を展開する。 | | |
| | | ③事業の効果 | | |

| 出会い、結婚、出産、子育てまで | |
|------------------|--|
| 切れ目のない継続的な支援により、 | |
| 出生数の増加を図り、将来にわたり | |
| 過疎地域の持続的発展に資する。 | |
| | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て支援施設については、町有施設は全て休止中の施設であるため、廃止・ 除却を視野に入れつつ、有効活用策を検討する。

保健・福祉施設については、築30年を超える施設は長寿命化を図り、順次大規模修繕計画を検討する。法人による民営化の可能性と、譲渡・貸付による運営を検討する。

8 医療の確保

本町の医療機関は、開業医が内科3医院、歯科2医院、眼科1医院で、いずれも町の中心部で開業しており、地域医療の重要な役割を担っている。

本町と八郎潟町の町境に位置している湖東厚生病院は、長く本町含む周辺町村の医療の拠点としての役割を果たしている。平成26年に改築され、地域医療の充実が図られている。

(1)現況と問題点

当町のみならず、湖東地区の中核病院としての役割を求められてきた湖東厚生病院は、深刻な医師不足により休日夜間の救急外来が廃止されており、周辺町村や地域住民と連携し、医師確保対策を推進する必要がある。

(2)その対策

- ■町内外の医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を図る。
- ■周辺市町村と地域住民が一体となった医師確保対策を推進する。

9 教育の振興

五城目小学校は、移転改築され、児童は令和3年から新校舎での学校生活を送っている。

五城目第一中学校は、平成22年度に改築され、比較的新しい教育環境となっている。 これまで、町内の小学校及び中学校は廃校後、それぞれ五城目小学校及び五城目第 一中学校に統合され、現在は小学校1校、中学校1校となっている。

通学路の点検など地域住民との協働体制を築き、子どもの安全を見守るほか、スクールバス・スクールタクシーにより遠距離通学児童・生徒を支援していく。

学校と地域が連携して町の特性を活かした教育課程を編成し、また、小学校に併設された地域図書室等隣接する社会教育施設の活用も視野に入れ、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、ICTを学習ツールとして活用し、効果的な学びの提供を推進する。

高等学校は、県立五城目高等学校がある。

姉妹提携を締結する千代田区との間で、民間団体により、双方向に体験交流する場が 設けられており、引き続き支援していく。

就学前教育については、社会福祉法人が運営する幼保連携型認定こども園として幼児教育・保育が一体的に提供されている。

生涯学習の振興は、交流施設の充実、文化遺産の保存と公開、芸術文化活動を高める環境整備などに努めるとともに、地域における生きがいの創出を図るため、地区公民館の機能強化を推進する。

(1)現況と問題点

①学校教育

近年、少子化、情報化など社会の変化により、地域の人間関係の希薄化や育児への不安の広がりなどが生じている。地域に開かれた学校づくりの推進や、子どもたちの安全の確保などとともに、地域・家庭・学校それぞれが抱える課題を解決するため、地域住民と連携した協働体制の構築が求められている。

児童生徒のICT技能を高めるため、小学校・中学校の系統的な計画づくりや教職員の指導力向上が求められる。

また、姉妹提携を締結する千代田区との間で、民間団体同士が主体となって平成22年度から実施されている児童双方向交流は、参加児童の都市体験とふるさとの再認識、千代田区との交流強化のため、今後も継続して支援していく必要がある。

②生涯学習

本町では、中央公民館を核とし、馬川・馬場目・富津内・内川・大川・森山の各地 区に地区公民館が配置され、それぞれ地区町内会長会が指定管理者として施設の 管理運営にあたるとともに、地域伝来の行事や、地域特性を活かした特色ある生涯 学習活動を繰り広げている。

また、小学生を対象とした講座、放課後子ども教室「わらしべ塾」では、スポーツから文化・芸術など多種多様な教室を開催し、子どもたちの安全安心な居場所づくりに努めている。

体育施設では、小学校のある雀舘運動公園内に、広域五城目体育館・屋内温水 プール・弓道場・多目的グラウンドなど、充実したスポーツ施設が整備され、町民の 健康増進の拠点として重要な役割を担っているが、施設の老朽化が目立つようにな り、早期の修繕が求められている。

(2)その対策

①学校教育

- ■地域、家庭、学校との協働体制の構築を図り、地域に開かれた学校づくりの推進や 子どもたちの安全の確保に努める。
- ■学習ツールとしてICTを積極的に活用するとともに、指導力向上のため教員の研修活動などを推進する。
- ■東京都千代田区及び関係団体と連携し、引き続き児童の双方向交流を支援する。 ②生涯学習
 - ■地区公民館を拠点とし、地域の実情に応じた生涯学習活動の振興に努める。
 - ■経年による損耗が激しい体育施設・集会施設は、修繕による整備に努める。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設については、長寿命化計画を策定し、大規模修繕について順次計画を検討する。

生涯学習施設については、集会施設の利用状況を日時別に把握し、利用率の低い施設については、地域の実情に応じて多機能化を図るなど、有効活用を検討する。長寿命化計画を策定し、築30年以上の施設は大規模修繕について順次計画を検討する。

10 集落の整備

本町は、町村合併前の行政区割りにより、五城目・馬川・馬場目・富津内・内川・大川・森山の7地区に区分され、町内会の数は70である。それぞれの地域に、地区公民館を中心とした集会施設などの公共施設が整備され、地区間は基幹道路、集落間は連絡道路で結ばれている。

周辺を山林が囲む中山間地域の集落が多く、65歳以上の住民が半数を超える小規模 高齢化集落が目立つ。住民等が支え合う持続可能な地域づくりのため、複数の集落を単位とするコミュニティ生活圏の形成により集落における活力や生活機能の維持・確保を目指し、秋田県との連携により、馬場目地区において令和元年度よりモデル的にコミュニティ生活圏形成事業を推進している。また、コミュニティサポート体制の充実を図るため、集落支援員の配置や地域おこし協力隊など外部人材の積極的な活用を進めるほか、新たな担い手として期待される関係人口の創出・拡大に向けた取り組みを推進する。

平成28年には、内川浅見内地区において、地域住民が運営するお互いさまスーパーがオープンし、地域の買い物困難対策だけでなく、住民同士が交流できる場となっている。現在、町内各地域を結ぶ生活バス路線は、運行されておらず、馬場目、富津内、内川、森山、大川地区において予約式乗合タクシーを運行し、地域住民の生活の足の確保に努めている。

(1)現況と問題点

過疎化・高齢化が進む当町において、高齢化率が50%以上の集落は、全70町内会のうち半数を超え、若者の流出と少子化による後継者不足は深刻な問題であり、緊急災害時の初動対応、地縁活動や除排雪など、住民相互の補完機能や活力の低下が懸念される。

過疎化の進行により、改めて地域コミュニティの必要性・重要性が認識されており、 地域における人のつながりを基盤に成り立つ地域コミュニティの機能維持や、これまで 地域で対応していた課題の顕在化などへの対応が求められている。

地域の足として運行されている予約式乗合タクシーは馬場目、富津内、内川、森山、大川地区のみとなっており、その利便性の向上とともに、公共交通空白地の解消や町中心部での移動手段について対応が求められている。

(2)その対策

- ■地縁活動や相互の補完機能が著しく低下している集落及び低下が懸念される集落 に対しては、必要に応じ、集落支援員を配置する。
- ■複数の集落を単位とするコミュニティ生活圏の形成や地域住民が主体的に取り組

むまちづくり活動を推進し、集落機能の維持と強化を図るとともに、地域の実情に即した適切な対策を講じ、将来にわたり安心して生活できる元気な集落の形成に努める。

- ■地域に有する互助・共助機能の維持発展に取り組み、健康で安心して暮らすことができる地域づくり対策を推進する。
- ■町内各地域間の移動手段としての予約式乗合タクシーの利便性向上とともに、交通空白地の解消や町中心部での移動手段の充実を図る。

11 地域文化の振興等

本町には町の無形文化財に指定されている山内番楽など、古い歴史と伝統を持つ郷土芸能が伝承されている。近年、教育の一環として小学校における体験学習や校外での子ども番楽教室を開催するなど、後継者・指導者の確保に向けた取り組みを進めている。ICTが急速に高度化・多様化する現代においても、川柳・短歌・俳句などの文化活動や、舞踊・合奏・絵画などの芸術活動も盛んで、愛好者による積極的な活動が展開されている。

(1)現況と問題点

本町の代表的な郷土芸能「番楽」「内川ささら」は、これまで、地域住民の熱い思いにより保存継承されてきたが、地域の過疎化が進行し、担い手を失いかけている状況にあり、保存継承体制の環境整備が必要である。

芸術文化活動については、愛好者の裾野は広く、定期的な発表会が開催されるなど、専門的かつ精力的な活動を展開している。

(2)その対策

- ■地域住民及び継承者(団体)の意思を尊重のうえ、地域に根差した郷土芸能の保存・継承に努める。
- ■町民が様々な分野の芸術文化活動に参加できるよう、情報提供を進めるとともに、 活動成果の周知、発表、鑑賞が出来るような機会の創出に努める。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの利用の推進は、単に温暖化対策であるだけでなく、産業構造や 経済社会の変革と成長につながる。

本町においては、町土の8割を山林が占め、豊富な自然環境に恵まれている。山林に 賦存する豊かな自然は、地域の産業と生活を支える再生可能な自然資本であると捉え、 活用方法の検討を進める必要がある。

また、カーボンオフセットの推進については、姉妹提携を結ぶ東京都千代田区等との連携も視野に、検討を進める。

(1)現況と問題点

再生可能エネルギーの利活用は、国の2050年カーボンニュートラル宣言により、さらに注目を集めており、本町においても、その検討が求められている。

(2)その対策

■持続可能な社会の構築と経済の活性化のため、関係機関と連携しながら、再生可能エネルギーに関する取り組みに向け、検討を進める。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

地方分権の進展とともに、財政状況が厳しさを増すことが予想される中で、町民に最も身近な基礎的自治体として、地域の実情に応じた特色ある持続可能なまちづくりが求められており、当町が持続的に発展する町を目指すための概念として「町民との協働」による「協働のまちづくり」を掲げている。地域が抱える様々な課題の解決のため、行政だけでなく地域住民など多様な主体がそれぞれ役割を持って関われる環境づくりを推進する。

町民が主体的にまちづくりに取り組む社会は、地域活力の向上が期待できる。町では、町内団体等が積極的にまちづくりに取り組みやすい体制づくりに努める。

また、地球規模で将来の脱炭素・循環型社会の実現に向けた取り組みが求められる中、本町が有する山林等豊富な自然環境は、その果たすべき役割から、後世に引き継ぐべき財産であると言える。健全な森林保全に努めるほか、環境保全に関わる広報・啓発活動や、関係機関と連携した環境教育を推進し、町民の環境保全意識の高揚を図る。

(1)現況と問題点

①協働のまちづくり

集落内の道路や側溝、公共施設の維持管理は、これまで地域住民が自主的に実施してきたが、住民の高齢化により、その管理機能も低下傾向にある。地域の自立を図るためには地域力の向上が不可欠で、超高齢化社会に見合った協働形態を検討しながら、町民主体のまちづくりを推進していく必要がある。

主体的に町の活性化に資する地域活動に取り組む民間団体等については、引き続き支援していく必要がある。

②自然環境の保全

本町は、水辺や身近な里山、田園風景など水と緑に身近に触れることができ、大切な地域資源となっている。こうした自然環境の保全をはじめ、環境と調和するまちづくりが求められる。

(2)その対策

①協働のまちづくり

- ■町民と行政が、活力あるまちづくりのための役割を分担し、満足度や地域力を高めながら地域の課題解決に取り組み、地域の実情に即した、町民と行政の協働のまちづくりを推進する。
- ■民間団体等の地域活動を活性化するため、主体的に取り組む団体等に対して、支援を行う。
- ■必要に応じて地域おこし協力隊や集落支援員を配置し、協働のまちづくりを推進できるよう地域の実情に応じた対策を講じる。

②自然環境の保全

■自然環境の保全をはじめ、あらゆる環境問題への対応を町民との協働のもとに総合 的に推進するほか、啓発活動や環境教育により町民の環境保全意識の高揚を図る。

◎過疎地域持続的発展特別事業一覧表

事業計画(令和3年度~7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------|----------------|--------------------------------|----------|-------|
| 1 移住・定住・地 | (4)過疎地域持 | | | |
| 域間交流の促 | 続的発展特別 | | | |
| 進、人材育成 | 事業 | | | |
| | 移住•定住 | ・移住・定住促進事業 | 町• | 施策によ |
| | | ①事業の必要性 | 町民 | り、移住や |
| | | 移住者の住環境に関する不安を解消するとするこ | | 定住の促 |
| | | とにより、将来にわたり安全に安心して暮らすことので | | 進が見込 |
| | | きる地域社会の実現を図るため。 | | まれ、その |
| | | ②具体の事業内容 | | 効果は将 |
| | | 移住に関するガイドマップの作成や、移住者と地域 | | 来に及ぶ。 |
| | | 住民が一緒に行う空き家のリフォームイベント等地域 | | |
| | | 住民との交流イベント支援を実施する。 | | |
| | | ③事業の効果 | | |
| | | 移住者がスムーズに地域になじみ易い環境を整備 | | |
| | | することにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展 | | |
| | | に資する。 | | |
| | 地域間交流 | ・関係人口創出・拡大事業 | 町・ | 施策によ |
| | | ①事業の必要性 | 町民 | り、関係人 |
| | | ** 若年層の流出により地域の担い手となる人材が不 | | 口の増等 |
| | | 足しており、町の活気低下が懸念されている。町民ら | | が見込ま |
| | | と首都圏等町外居住者の人的・経済的な交流を創 | | れ、その効 |
| | | 出することにより、町の活性化につなげ、住民が将来 | | 果は将来 |
| | | にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現 | | に及ぶ。 |
| | | を図るため。 | | |
| | | ②具体の事業内容 | | |
| | | 首都圏等でのコミュニティづくりやふるさと納税等情 | | |
| | | 報発信の強化、町に関心を持つ町外居住者と町内 | | |
| | | 団体等のマッチングにより、地域間の人的・経済的な | | |
| | | 交流を創出する。 | | |
| | | ③事業の効果 | | |

| | | 町外に住む人々の目を当町に向け、町民らと継続 | | |
|----------|--------------|--|-----|-------|
| | | 的な人的・経済的な交流を持つ機会を創出すること | | |
| | | により、町の活性化を図り、将来にわたり過疎地域の | | |
| | | により、可の指性化を図り、行来にわたり過味地域の 持続的発展に資する。 | | |
| | | 付売の光度に貫りる。 | | |
| 2 産業の振興 | (10)過疎地域 | | | |
| | 持続的発展特 | | | |
| | 別事業 | | | |
| | その他 | ・しごとづくり支援事業 | 町 | 施策によ |
| | | ①事業の必要性 | | り、町の産 |
| | | 町内産業の活性化に取り組むことで、将来に | | 業の活性 |
| | | わたり住民が安心して暮らすことのできる地域社 | | 化が見込 |
| | | 会の実現を図るため。 | | まれ、その |
| | | ②具体の事業内容 | | 効果は将 |
| | | 起業支援や事業継続支援、新商品開発・販 | | 来に及ぶ。 |
| | | 路開拓・新規雇用等支援により、町の産業の振 | | |
| | | 興を図る。 | | |
| | | ③事業の効果 | | |
| | | 新たな創業や事業所の安定した雇用・収入に | | |
| | | より、町の産業の活性化を図り、将来にわたり過 | | |
| | | 疎地域の持続的発展に資する。 | | |
| | | | | |
| 4 交通施設の整 | (9)過疎地域 | | | |
| 備、交通手段の | 持続的発展特 | | | |
| 確保 | 別事業 | | | |
| | 公共交通 | ・地域公共交通対策事業 | 町• | 施策によ |
| | | ①事業の必要性 | 協議会 | り、交通手 |
| | | 町民の日常的な移動のために交通手段を確 | | 段の確保 |
| | | 保し、将来にわたり安全に安心して暮らすことの | | が見込ま |
| | | できる地域社会の実現を図るため。 | | れ、その効 |
| | | ②具体の事業内容 | | 果は将来 |
| | | 予約式乗合タクシー等公共交通の運行や交 | | に及ぶ。 |
| | | 通施設の整備により、公共交通空白区域の解 | | |
| | | 消や利便性の向上を図る。 | | |
| | | ③事業の効果 | | |
| | | 公共交通空白区域の解消と移動の利便性の | | |

| 5 生活環境の整 | 交通施設維持 | 向上が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する ・橋梁長寿命化修繕事業 ①事業の必要性 事後保全ではなく計画的な予防保全での橋梁維持管理により、将来にわたり安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現を図るため。 ②具体の事業内容 「橋梁長寿命化修繕計画」による予防的な点検及び修繕を実施する。 ③事業の効果 橋梁の延命化と機能性の向上、生涯費用の縮減を図ることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 | 町 | 施策により、長が見いる。長が見いる。長が見いる。またのの来に及ぶ。 |
|----------|--------|---|---|---|
| 備 | 続的発展特別 | | | |
| | 生活 | ・公営住宅長寿命化修繕事業 ①事業の必要性 公営住宅の老朽化が進行しており、計画的な 点検及び修繕により、将来にわたり安全に安心 して暮らすことの出来る地域社会の実現を図る ため。 ②具体の事業内容 「公営住宅長寿命化修繕計画」を策定し、計 画に基づき予防的な点検及び修繕を実施する。 ③事業の効果 公営住宅の延命化と機能性の向上、生涯費 用の縮減を図ることにより、将来にわたり過疎地 域の持続的発展に資する。 | 町 | 施策によ り、住宅の 確保が、、 は み 来に 及 ぶ。 |
| | 危険施設撤去 | ・公共施設解体撤去事業①事業の必要性 | 町 | 施策により、防災・ |

| 6 子育で環境者ででででででいる。 名 で で で で で で で で で で で で で で で で で で | (8)過疎地域持 続的発展特別 事業 | 老朽化した公共施設について、防災・保安・景観への不安を解消することにより、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。 ②具体の事業内容 利用を停止しており、利活用が見込めない老朽化施設について、解体撤去を進める。 ③事業の効果 老朽化により利活用の見込めない施設を解体撤去し、防災・保安・景観への不安を解消することにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 | | 保安・景観への見えの解えまが、またのでは、なが、のでは、なが、のでは、なが、のでは、なが、のでは、なが、のでは、なが、のでは、なが、のでは、なが、のでは、なが、のでは、なが、のでは、なが、のでは、なが、 |
|---|--------------------------|---|---|---|
| の向上及び増進 | その他 | ・結婚子育で支援事業 ①事業の必要性 少子化の要因となっている晩婚化・未婚化対策のほか、出産後の不安などの解消に努め、将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。 ②具体の事業内容 婚活イベントの開催や不妊治療支援など、子育で支援策を展開する。 ③事業の効果 出会い、結婚、出産、子育でまで切れ目のない継続的な支援により、出生数の増加を図り、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 | 町 | 施り、進制ま効来により、進制がし、は、大の見いのでは、大のがし、は、大は、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは |